

第三次寝屋川市地域福祉計画 活動・事業実施状況

みんながつながる地域福祉プラン

【平成30年度実績】



令和元年12月

目 次

計画区分	計画における活動・事業	ページ	
1-(1)	① 生活の“困りごと”に対応する	① 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実	P. 1-P. 5
1-(2)		② 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実	P. 5-P. 8
1-(3)		③ 住まいの支援の充実	P. 8
2-(4)	② ニーズに気付き、支援につなぐ	④ ニーズの把握	P. 8
2-(5)		⑤ 相談窓口とネットワークの充実	P. 8-P. 11
2-(6)		⑥ 問題を解決する仕組みの充実	P. 11-P. 11
3-(7)	③ 地域福祉を知る、学ぶ	⑦ 情報伝達の充実	P. 12-P. 13
3-(8)		⑧ 学習と話合いの推進	P. 13
4-(9)	④ 健康と生きがいを高める	⑨ 健康づくりと介護予防の推進	P. 14-P. 15
4-(10)		⑩ 生きがいづくりの推進	P. 15
5-(11)	⑤ 地域福祉の担い手を充実する	⑪ 地域福祉活動の担い手の充実	P. 15-P. 16
5-(12)		⑫ 福祉サービス等の従事者の確保	P. 17
6-(13)	⑥ 地域福祉活動を支える	⑬ 地域福祉活動への支援の推進	P. 17-P. 18
7-(14)	⑦ 一人一人の権利を守る	⑭ 差別や虐待の防止と権利擁護の推進	P. 19-P. 22
7-(15)		⑮ サービスや活動の質の向上	P. 22
8-(16)	⑧ 地域のつながりを広げる	⑯ 地域のつながりづくりの推進	P. 23-P. 24
9-(17)	⑨ 快適で安全なまちをつくる	⑰ ユニバーサルデザインのまちづくり	P. 24-P. 26
9-(18)		⑱ 安全なまちづくり	P. 26-P. 30
10-(19)	⑩ 地域福祉をみんなで進める	⑲ 協働で進める仕組みの充実	P. 31
10-(20)		⑳ 計画を推進する仕組みの充実	P. 32-P. 33

※ 内容については、平成30年度の取組実績、今後の方向性等を取りまとめたものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
1	1-(1)	食育推進計画の推進		健康推進室	健康増進計画に基づき、食育推進教室、食育推進講座等を実施し、食育について周知・啓発を図る。	食育推進教室「食選科」の開催についてのPRを積極的に行ったところ、前年より大幅に参加者が増え「食育」の推進につながった。 平成29年度：延べ10人 平成30年度：延べ64人	歯科口腔保健計画及び自殺対策計画を包含した「健康増進計画」と整合性を図りながら、食育の推進に取り組んでいく。	継続	—	
2	1-(1)	高齢者保健福祉計画の推進		高齢介護室	高齢者保健福祉計画（2018～2020）に基づき、事業を推進する。	高齢者保健福祉計画（2018～2020）に基づき、事業を推進した。	高齢者保健福祉計画に基づき、今後も事業を推進する。	継続	—	
3	1-(1)	高齢者見守りネットワーク推進事業の実施		高齢介護室	福祉事業所だけでなく、郵便局等とも連携し、見守りネットワークの充実を図る。	次の事業者と協定を締結し、見守りネットワークの充実を図った。 ・市内郵便局27拠点 ・配食サービス9事業者 ・水道料金徴収、水道検針等1事業者	今後も積極的に周知し、見守りネットワークの充実を図る。	継続	—	
4	1-(1)	高齢者の居場所づくり（街かどデイハウス）		高齢介護室	介護予防事業を推進するため、市民に広く周知し、希望者を募って介護予防の取組を実施する。 また、高齢者が集まる場所や機会をはじめ、地域で活動している様々なグループを積極的に活用して介護予防の取組を普及するため、地域における身近な介護予防拠点に補助金を交付する。	利用者数（延べ人数） 3,096人 *いこいの家なりた 1,097人 *ふれあい時遊館 2,099人	引き続き、補助金の交付等を行い、地域における介護予防の取組の充実を図る。	継続	—	
5	1-(1)	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の実施		高齢介護室	高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域での自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施するとともに、地域の実状を踏まえた事業展開を検討する。	介護予防の推進を目的に、通所型サービス（短期集中）の効果を測る実証事業を実施。	介護予防サービスにより、介護保険サービスを終了できるまで、機能の改善、意欲の向上を図ることができた事例があった。 今後も、より一層、介護予防を効果的かつ効率的に推進していけるよう、地域の実状を踏まえ事業を展開する。	継続	R 2	
6	1-(1)	障害福祉計画の推進		障害福祉課	第3次障害者長期計画（平成30年度～平成35年度）・第5期障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）に基づき、事業を推進する。	障害者計画等推進委員会、庁内連絡会議、ワーキング会議を開催し、「計画推進シート」による計画の進捗状況及び課題の確認を行った。また、自立支援協議会とも連携して、計画を推進した。	障害者長期計画で定めた基本的な方向性の実現に向けた具体的な取組を推進するため、成果目標や活動指標を踏まえ、PDCIサイクルにより、計画を推進する。	継続	—	子育て支援課 教育指導課
7	1-(1)	子ども用補聴器電池交換費用助成事業の実施	○	障害福祉課	子ども用補聴器電池交換費用の助成対象を軽度難聴児世帯の保護者まで拡充することで、難聴児養育家庭の経済的負担を軽減する。	子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図った。 両耳：8人 片耳：3人 補聴器：19台分	18歳未満の全ての難聴児の保護者に対し、福祉の増進を目的とし、子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	継続	H30	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
8	1-(1)	軽度難聴児補聴器等交付事業の実施	◎	障害福祉課	市の独自の制度として、国・府の制度の対象にならない軽度難聴児に対し、補聴器購入等の費用を助成することで、難聴児家庭の経済的負担を軽減する。	18歳未満の難聴児を育てている保護者に対し、補聴器購入費等の一部を助成した。 また、次期計画の策定に向けたニーズ調査を実施した。 【対象世帯】4,000世帯 【実施期間】平成30年12月21日～平成31年1月25日 【有効回収数】2,001件 【回収率】50.0%	18歳未満の難聴児を育てている保護者に対し、補聴器購入費等の一部を助成することにより、福祉の増進を目的とし、子育て支援の一環として、経済的負担の軽減を図る。	継続	—	
9	1-(1)	子ども・子育て支援事業計画の推進	○	こどもを守る課	子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を推進するため、関係課の具体的施策の進行状況を把握するとともに、子ども・子育て会議において施策の実施状況の点検・評価を行う。 また、次期計画の策定に向けたニーズ調査を実施する。	子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況の点検・評価を行った。 また、次期計画の策定に向けたニーズ調査を実施した。 【対象世帯】4,000世帯 【実施期間】平成30年12月21日～平成31年1月25日 【有効回収数】2,001件 【回収率】50.0%	教育、保育及び子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、次期子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）を策定する。	継続	—	障害福祉課 保育課 子育て支援課 学務課 青少年課等
10	1-(1)	マイ保育所事業の推進		子育て支援課	妊娠中から支援できるよう、情報提供等の手法を工夫し、妊娠中の人への事業周知を進める。	・妊娠中から子どもが就学するまでの子育てを支援するため、妊娠届出時及びこんには赤ちゃん訪問時にマイ保育所に関する事業案内、チラシの配布等を行い、マイ保育所の登録者数の増加を図った。 ・新規登録件数 35件 ・総登録件数 566件	地域の妊婦及び子育て世代の孤立を防ぐため、引き続き、事業周知を行い、マイ保育所の登録の推進を図る。	継続	—	保育課
11	1-(1) 2-(5)	子育て世代包括支援センターの設置（妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（寝屋川版「ネウボラ」））	◎	子育て支援課	子育て世代包括支援センターを6月から開設し、妊娠届出時のタブレットPCによる面談や、妊娠期からの乳房ケア事業が円滑に行えるよう調整を図る。	子育て世代包括支援センターを6月から開設し、妊娠届出時のタブレットPCによる面談や、妊娠期からの乳房ケア事業を行った。 妊娠届出 1,571件 妊娠期からの乳房ケア 実39人（延61件）	母子健康手帳交付の際に面談を実施することで、支援の必要なケースに早期に介入することができた。引続き事業を継続するとともに、全数面談時のアセスメント基準の明確化及び適切な支援へつなぐマネジメント機能の強化を図る。	継続	H30	
12	1-(1)	ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン配布事業の実施		子育て支援課	子育てをしている保護者が、一時預かり事業等の子育て支援事業を利用し、リフレッシュを図りながら、笑顔で子育てができるよう、「ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン」を配布し、子育て家庭への更なる支援の充実を図る。	・平成30年7月～ 子育てリフレッシュ館での利用開始 ・平成31年1月～ 産後ケアでの利用開始	利用の更なる促進のため、引き続き周知・啓発に取り組むとともに、関係各課・団体等と個別に調整を行い、使用できる事業の調査・研究を進めていく。	継続	H30	
13	1-(1)	児童受入促進事業の実施（待機児童ZEROプラン）		保育課	年度途中の児童の受入れを促進するため、受入れが見込める民間保育所等及び市立保育所に配置基準の数を上回る保育士1人を配置する。 <概要> ・民間保育所等 配置基準を上回る保育士1人分の人件費を補助 【補助上限額：月額 300,000円】 ・市立保育所 各保育所にアルバイト保育士1人配置	年度途中の児童の受入れを促進するため、受入れが見込める民間保育所等及び市立保育所に配置基準を上回る保育士を配置した。 <実績> 配置基準の数を上回る保育士1人を配置した施設数 ・民間保育所等 36か所 ・市立保育所 6か所	平成30年4月1日時点の待機児童数が0人となり、北河内で唯一、5年連続4月1日時点の待機児童数0人を達成するとともに、年間を通じて待機児童数0人を達成することができた。 令和元年度も本事業を継続して実施し、引き続き年間を通じた待機児童解消の継続を図る。	継続	R 3	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
14	1-(1)	保育士処遇改善事業の実施（待機児童ZEROプラン）		保育課	<p>保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施する。</p> <p><概要> ・民間保育所等 平成29年度から平成31年度までの間に初めて市内で正規職員として採用された保育士に対する補助 〈月額〉1年目:15,000円、2年目:8,000円、3年目:3,000円 ・市立保育所 保育士（アルバイト職員）の賃金単価加算予定</p>	<p>保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を実施した。</p> <p><実績> ・補助対象保育士数(民間保育所等)：延べ176人(40か所) ※1年目：66人、2年目：66人、3年目：44人</p>	<p>平成30年4月1日時点の待機児童数が0人となり、北河内で唯一、5年連続4月1日時点の待機児童数0人を達成するとともに、年間を通じて待機児童数0人を達成することができた。 令和元年度も本事業を継続して実施し、引き続き年間を通じた待機児童解消の継続を図る。</p>	継続	R 3	
15	1-(1)	保育士宿舍借り上げ支援事業の実施（待機児童ZEROプラン）		保育課	<p>保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用を補助する。</p> <p><概要> ・補助単価 1戸当たり 月額 61,500円(上限) (平成29年4月1日以降に市内民間保育所等に初めて採用された保育士1戸当たり 月額 82,000円(上限))</p>	<p>保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用を補助した。 平成29年4月1日以降に市内民間保育所等に初めて採用された保育士については、1戸当たり月額上限82,000円を補助を行い、補助額を拡充した。</p> <p><実績> ・補助対象戸数：13か所(入居保育士数26人)</p>	<p>平成30年4月1日時点の待機児童数が0人となり、北河内で唯一、5年連続4月1日時点の待機児童数0人を達成するとともに、年間を通じて待機児童数0人を達成することができた。 令和元年度も本事業を継続して実施し、引き続き年間を通じた待機児童解消の継続を図る。</p>	継続	R 3	
16	1-(1)	保育士広域募集支援事業補助事業の実施（待機児童ZEROプラン）		保育課	<p>市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内七市を超える広域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加を支援する。</p> <p><概要> ・補助率：1/2(1回当たり 上限20,000円)</p>	<p>市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内七市を超える広域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加を支援した。</p> <p><実績> ・補助対象広告掲載数：延べ13回(8か所) ・補助対象就職説明会参加数：延べ27回(23か所)</p>	<p>平成30年4月1日時点の待機児童数が0人となり、北河内で唯一、5年連続4月1日時点の待機児童数0人を達成するとともに、年間を通じて待機児童数0人を達成することができた。 令和元年度も本事業を継続して実施し、引き続き年間を通じた待機児童解消の継続を図る。</p>	継続	R 3	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「-」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
17	1-(1)	待機児童ZEROプランPRの実施	○	保育課	「待機児童ZEROプラン」を様々な手法により広域で情報発信し、保育士の確保を図る。 〈概要〉 ・京阪電車ADトレイン広告の掲載 ・懸垂幕設置などの啓発事業の実施 ・待機児童ZEROプランPR用ポスター・リーフレットの作成 ・保育士募集求人広告の掲載	「待機児童ZEROプラン」を様々な手法により広域で情報発信し、保育士の確保を図った。 〈実績〉 ・京阪電車ADトレイン広告掲載(平成30年7月9日(月)～平成30年7月29日(日)) ・産業振興センターへの懸垂幕設置(平成30年5月28日(月)～平成30年7月3日(火)平成31年2月1日(金)～平成31年2月28日(木)) ・公用車マグネット広告(平成30年7月9日(月)以降) ・保育士求人広告等掲載(年間10回)(タウンワークなど) ・リーフレット作成(6,000部) ・ポスター作成(A3サイズ400枚)	待機児童ZEROプランPRにより、待機児童ZEROプランの知名度向上、保育士への請求効果及び保育士の確保につながっており、令和元年度も保育士をターゲットとした積極的かつ広域的な情報発信に努める。	継続	R3	
18	1-(1)	潜在保育士就職促進事業の実施(待機児童ZEROプラン)	◎	保育課	保育士資格取得者で保育所等に就労していない潜在保育士の就労を促進するため、民間保育所等に就労した潜在保育士に補助を行う。 〈概要〉 ・対象 保育士資格取得者で保育所等に就労していない保育士又は保育士離職から一定期間が経過した保育士 ・補助金額 1人当たり30,000円(1回限り)	保育士資格取得者で保育所等に就労していない潜在保育士の就労を促進するため、民間保育所等に就労した潜在保育士に補助を行った。 〈実績〉 ・就労した保育士数:26人(14か所)	平成30年4月1日時点の待機児童数が0人となり、北河内で唯一、5年連続4月1日時点の待機児童数0人を達成するとともに、年間を通じて待機児童数0人を達成することができた。 令和元年度も本事業を継続して実施し、引き続き年間を通じた待機児童解消の継続を図る。	継続	R3	
19	1-(1)	保育士試験受験料支援事業の実施(待機児童ZEROプラン)	◎	保育課	新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、保育士試験の受験料を支援する。 〈概要〉 ・対象 保育士試験によって新たに資格を取得し、民間保育所等に就労した保育士 ・補助金額 1人当たり12,700円(1回限り)	保育士試験によって新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、試験受験料を支援した。 〈実績〉 ・就労した保育士数:3人(3か所)	平成30年4月1日時点の待機児童数が0人となり、北河内で唯一、5年連続4月1日時点の待機児童数0人を達成するとともに、年間を通じて待機児童数0人を達成することができた。 令和元年度も本事業を継続して実施し、引き続き年間を通じた待機児童解消の継続を図る。	継続	R3	
20	1-(1)	留守家庭児童会の体制整備		青少年課	小学1年生から6年生までの就学児童を対象に、放課後の余裕教室等を利用した遊び、学び、生活の場の提供を通じて、児童の自主性、創造性、基本的な生活習慣の確立、健全な育成等を図る。 また、平成30年6月から土曜開所を実施し、事業の更なる充実を図るとともに、休日等の開所を検討するに当たり、保護者へのニーズ調査を実施する。	小学1年生から6年生までの就学児童を対象に、放課後の余裕教室等を利用した遊び、学び、生活の場の提供を通じて、児童の自主性、創造性、基本的な生活習慣の確立、健全な育成等を図った。 なお、平成30年6月から市内12小学校において土曜日開所を実施した。	更なる保育の充実を図るため、施設整備や人員確保・資質向上に努めていく。	継続	-	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「-」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
21	1-(1)	まちかど福祉相談所の開設		社会福祉協議会	地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内13か所）の取組を進める。 また、校区の状況に応じて、相談所の増設、出張まちかど福祉相談所の取組を進める。	市内15か所にまちかど福祉相談所を開設し、気軽に相談窓口として市民の相談に対応した。 まちかど相談所相談件数 832件	身近にある気軽な相談所を広く周知し、相談所活動を行うため、いきいきサロンに出向き出張相談も実施した。 また、他機関との連携を密にし、相談員連絡会を定期的に開催し、情報交換及び情報共有を図り、事業の充実強化に努めた。	継続	—	
22	1-(1)	公益活動支援公募補助金事業の実施		企画政策課	市民団体等が自主的・自発的・主体的に行う、公共の福祉の向上及び市民の利益の増進につながり、かつ、公益上の必要性が認められる事業に対し、公益活動支援公募補助金を交付する。	市民団体等が自主的・自発的・主体的に行う、公共の福祉の向上及び市民の利益の増進につながり、かつ、公益上の必要性が認められる事業に対し、公益活動支援公募補助金を交付した。 また、当制度について、寝屋川市公募補助金審査委員会から意見をいただいた。 ・補助金申込件数：12件（公益8件、にぎわい4件） ・補助金交付件数：10件（公益6件、にぎわい4件） ・補助金交付額：3,116,159円（公益907,563円、にぎわい2,208,596円）	市民団体等が自主的・自発的・主体的に行う、公共の福祉の向上及び市民の利益の増進につながり、かつ、公益上の必要性が認められる事業に対し、公益活動支援公募補助金を交付することで、公益活動の促進を図った。 また、公募補助金審査委員会からの平成30年度審査結果報告書での指摘（補助事業が地域課題の解決につながるような事業は少数である。当制度は抜本的な見直しが必要である。）を踏まえ、令和元年度に公募補助制度の見直しを行うこととした。	継続	—	
23	1-(1)	小地域ネットワーク事業の支援		福祉総務課	社会福祉協議会が行う小地域ネットワーク事業の円滑な運営を支援するため、社会福祉協議会に対し、校区福祉委員会活動助成金等に係る補助金の交付等の支援を行う。	社会福祉協議会に対し、小規模ネットワーク事業に係る補助金を交付し、当該事業の効率的な運営に寄与した。 また、補助金の在り方について、社会福祉協議会と協議し、検討を行った。 ・グループ援助活動 実施回数：1,280回 参加者数：31,971人 協力者数：10,665人 ・個別援助活動 参加者数：13,184人 協力者数：2,477人	社会福祉協議会に対し、小地域ネットワーク事業に係る補助金を交付することで、当該事業に係る活動支援を行った。 今後も、地域の高齢者等が、地域の中で孤立することなく、安心して自立した生活ができるよう、補助金の交付等の支援を行う。	継続	—	社会福祉協議会
24	1-(2)	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施		保護課	自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施し、生活困窮者の支援を行う。	生活困窮世帯の様々な課題解決のため、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行った。 ・自立相談支援事業新規相談 403件 ・住居確保給付金 15件5人 ・就労準備支援事業 26件18人 ・一時生活支援事業 18人	生活困窮世帯の多くは複合的な要因が重なり合っており、各事業を一体的に実施することで生活困窮者の支援を包括的かつ効率的に実施する。	拡充	—	こどもを守る課 青少年課 社会福祉協議会

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
25	1-②	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施		社会福祉協議会	地域における生活困窮者からの相談内容に基づき、支援調整会議を通じて個別支援計画を策定する。 また、大阪弁護士会等関係機関と連携して自立に向けた支援を行う。	生活困窮者の問合せや相談に対応した。 問合せ・相談件数：2,288件 新規相談受付件数：403件 支援調整会議におけるプラン協議件数：154件 住居確保給付金事業 申請6件 支給件数6件 就労支援 就労者数38人、増収者数5人 就労準備支援事業 18人 生活困窮者自立支援相談事業（法律相談） 実相談者 42件 相談件数 293件	支援調整会議において、プランの適切性の協議、プラン(再プラン)の共有、プラン終結時の評価、社会資源の把握や検討を実施。 また、枚方ハローワークの職員が参加し、より就労支援に向けた協議を実施することができた。 また、社会福祉協議会の善意銀行に対して、市民や団体、地域貢献委員会から食品の提供を受け、経済的に困窮している世帯への支援を実施することができている。 離職などにより借家を失うおそれのある世帯に対し、家賃相当額を期限付きで支給と併せて就労支援を行っている。 社会情勢に連動した雇用動向の中、ハローワーク枚方と連携などをとりながら就労支援を実施。 就労準備支援事業を通じて、ひきこもり、地域から孤立、長期間にわたり無就業期間のある人たちへの社会との接点づくりの為、グループワークなどを実施する中で就労につながった人がいる。 H30年度は大阪弁護士会等と連携し、多重債務、家事問題、住宅問題、労働問題等について相談対応し、課題解決に向けた取組を行っている。	継続	—	保護課 ハローワーク枚方 大阪弁護士会
26	1-②	生活保護適正化事業の実施		保護課	市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。	市民等からの提供された援助が必要な世帯情報、不正受給などの情報に基づき、市として調査等必要な対応を行った。 ・情報提供件数 71件 ・不正受給件数・金額 8件 8,331,706円 ・停・廃止件数・効果額 4件 3,315,034円	市民からの援助が必要な世帯の情報については、来所時に相談されることが多いため、引き続き情報を受け付ける。 また、不正受給などの情報については、市として対応するとともに、悪質な不正受給に対して、警察と連携した刑事告訴を行うなど、引き続き生活保護の適正化を推進する。	継続	—	
27	1-②	就労支援事業の推進		産業振興室	ねやがわシティ・ステーション内の地域就労支援センターにおいて、就職困難者に対して就労相談を実施する。 また、併設されたハローワーク枚方職業紹介コーナー等の関係機関と連携し、就労支援事業を実施する。	ねやがわシティ・ステーション内の地域就労支援センターにおいて、就職困難者に対して就労相談を実施した。 また、ハローワーク枚方等の関係機関と連携し、子育て中の方を対象とした就労相談（出張マザーズコーナー）等就労支援事業を実施した。 ・地域就労支援センター 相談者数延べ155名、就職者数12名 ・ハローワーク枚方職業紹介コーナー 来所者数11,998名、就職者数611名 ・出張マザーズコーナー 相談者数延べ57名	地域就労支援センター及びハローワーク枚方職業紹介コーナーをねやがわシティ・ステーション内に併設していることにより、利用者の利便性が高まり、新規利用者の増加につながった。 今後も、駅前という好立地を活かし、就労支援を推進していく。 また、出張マザーズコーナーについては、たくさんの子育て世代の方に利用していただけるよう、平成30年10月からリラットへ移設し開催した結果、子どもの同伴件数・同伴人数とも増加した。 引き続き、大阪労働局と締結した雇用対策協定に基づく事業を実施していく。	継続	—	人権文化課 高齢介護室 障害福祉課 こどもを守る課 青少年課 大阪労働局 ハローワーク枚方

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
28	1-(2)	就労支援事業の推進		保護課	就労による自立を図るため、福祉事務所内ハローワーク「就労支援ねやがわ」や無料職業紹介所を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。	就労による自立を図り、各専門員と連携し包括的な就労支援を行った。 ・就労支援員 支援件数 408件 ・福祉事務所内ハローワーク「ねやがわ」 支援対象者数 210人 就職者数 169人 ・無料職業紹介所 紹介件数 19件 就職者数 8件	就労支援の結果、就労につながるも短期間で離職する者があるため、就労後の継続的な面談等を実施し、定着支援を行う。	継続	—	産業振興室 社会福祉協議会
29	1-(2)	就労支援事業の推進		障害福祉課	・障害者の市庁舎内実習について、職域の拡大、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・就職者、就労支援事業所、企業の発表、企業面接会の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。	・関係機関と連携しながら、市庁舎内実習を3回実施し、就労を目指す当事者へ一般就労への啓発を行った。 ・支援者、企業、当事者が連携してエル・ガイダンスを実施し、参加97名が参加した。 ・生活困窮者に対して、社会福祉協議会と連携し、対応を行った。	・総合センター閉館に伴い、令和元年度の市庁舎内実習やエルガイダンスの会場の確保が困難となるため、運営を見直ししながら、継続実施できるよう進める。 ・社会福祉協議会とは自立支援協議会等で状況の共有を行いながら機関連携を深めていく。	継続	—	産業振興室 保護課 社会福祉協議会
30	1-(2)	就労支援事業の推進		社会福祉協議会	就労能力及び就労意欲のある人が、早期に就労できるよう、就労ねやがわの活用を積極的に行うとともに、社会福祉協議会の就労支援員による一般職業適性検査等を実施する。 また、就労よりも生活習慣の形成、社会参加、職場体験等のプロセスが必要な場合には、就労準備支援事業による支援を行う。	就労ねやがわの活用や地域貢献委員会、協力事業主の協力を得て、就労支援と就労準備支援を実施した。 ・プランを立てて支援した件数：154件 ・就労や増収した件数：43件 ・就労準備支援事業の参加実人数：18人	地域貢献委員会、協力事業所の協力により、職場体験を通じて社会参加や就労意欲を高める支援を行うことができた。 引き続き様々な分野における就労体験ができるように取り組む。	継続	—	産業振興室 保護課 障害福祉課 ハローワーク
31	1-(2)	生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施		保護課	青少年の居場所（市内2か所）の自習室を活用し、生活困窮世帯の中学校3年生の希望者を対象に、学習支援を週1回実施する。	青少年の居場所の提供及び、生活困窮世帯等の中学校3年生を対象に、学習支援を週1回実施し、高等学校進学への支援を実施した。 ・実施回数 73回（市内2カ所） ・参加人数 16人	平成28年度事業開始以降、対象者数及び参加者の減少により、教育委員会実施の小・中学校休業日等学習支援事業に事業統合する。	拡充	—	こどもを守る課 青少年課 社会福祉協議会
32	1-(2) 9-(17)	高齢者交通系ICカード購入補助事業の実施（旧高齢者バスカード購入補助事業）	○	高齢介護室	交通系ICカードの購入費用に対する補助額を1,000円から1,500円に増額し、より一層、高齢者の介護予防、閉じこもり防止を図る。	高齢者に交通系ICカード購入費用の補助を行い、外出を促すことで、介護予防や閉じこもり防止を図った。 平成30年度 申請者数10,670人	より多くの人々が利用し、介護予防・閉じこもり防止を図るため、補助額を見直すとともに、周知を図る。	拡充	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の実績内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の実績	平成30年度の実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
33	1-(2) 10-(19)	障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業		障害福祉課	障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するとともに、障害者のスポーツ振興を図るため、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会への参加、障害者ボウリング大会を実施する。	障害者スポーツの振興を図るため、障害者ボウリング大会事業を実施するとともに、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会の運営を支援した。障害者ボウリング大会は平成30年8月5日に、なわてボウルで実施し、参加者は37人。 京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会は平成30年10月21日に門真市立総合体育施設で開催（京阪ブロック7市（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、守口市、門真市））され、参加者は25人。	障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するとともに、障害者のスポーツ振興を図るため、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会への参加、障害者ボウリング大会を実施した。引き続き、これらの取組を通じて障害者の社会参加を促進する。	継続	—	
34	1-(2) 9-(17)	移動支援事業の実施		障害福祉課	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域生活における自立と社会参加を促進する。	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域生活における自立と社会参加を促進した。	適正な支給決定に基づき、外出時の支援を通じて、障害者等の地域生活における自立と社会参加を促進する。	継続	—	
35	1-(3)	地域生活を支援する住宅や居住型の施設の整備の推進		高齢介護室	認知症高齢者や一人暮らし高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域密着型サービスを始めた施設整備を進める。	平成31年度の施設整備に向け公募説明会を実施した。（平成31年2月18日）	高齢者保健福祉計画に基づき、施設整備を行っていく。	継続	—	
36	1-(3)	重度障害者住宅改造成業の実施		障害福祉課	重度（身体1・2級、体幹機能3級、下肢機能3級、療育A）障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住宅改造成業の一部を助成する。	重度（身体1・2級、体幹機能3級、下肢機能3級、療育A）障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、5件の住宅改造成業の一部を助成した。	重度（身体1・2級、体幹機能3級、下肢機能3級、療育A）障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、引き続き、住宅改造成業の一部を助成する。	継続	—	
37	2-(4)	地域での見守り・声かけなどによるニーズの把握		社会福祉協議会	校区福祉委員会を中心とする見守り活動を支援するため、企業、事業所等と連携した見守り活動の実施に向けた支援を行う。 また、見守り活動に関する手引きを作成し、啓発を図る。	各校区福祉委員会において、地域のひとり暮らし高齢者等に対して声かけ見守り活動を展開し、問題ケース等の発見及び把握に努めた。 声かけ見守り活動対象者 6,517人 声かけ見守り活動協力者 1,370人 個別援助活動対象者 150人 個別援助活動支援者 439人	校区福祉委員会が中心となり声かけ見守り活動に取り組んだ。 引き続き、校区福祉委員会への支援の中で企業、事業所なども連携し、円滑な見守り、声かけ活動ができるよう努める。	継続	—	
38	2-(4)	地域協働協議会による福祉に関する地域課題の把握		市民活動振興室	福祉などの各種取組を各地域協働協議会で情報共有し、各小学校区の地域課題の把握や解決に向けた取組を支援する。	各地域で異なる福祉や防災などの課題の把握に努めるとともに、先進事例の情報共有など、協議会活動の支援を行った。	地域協働協議会関係者会議等において、各小学校区の取組、先進事例市の取組等についてより一層の情報共有を図る。	継続	—	社会福祉協議会
39	2-(5)	地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口等）の運営		高齢介護室	各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。	地域包括支援センター相談件数：5,890件	各中学校区に設置した地域包括支援センターを運営することにより、地域での介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業及び包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。	継続	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
40	1-(1) 2-(5)	高齢者見守りネットワーク推進事業(再掲)、認知症地域支援体制まちづくり事業の実施		高齢介護室	福祉事業所だけでなく、郵便局等とも連携し、見守りネットワークの充実を図る。 また、認知症の早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発などを実施し、総合的かつ継続的な認知症支援体制を確立する。	【高齢者見守りネットワーク推進事業】 協定締結件数 11件(年度末現在締結事業者数17件) 【認知症総合支援事業】 認知症簡易チェックリストの開設(総アクセス件数 26,827件) 認知症フォーラムの開催(参加者数209人)	・引き続き、見守りネットワークの充実を図る。 ・認知症の早期の段階に医療や介護の関係機関につながることを目的とした啓発物の作成や、認知症に関する正しい知識や理解の普及を目的とした講演会を実施する。	継続	—	
41	2-(5)	在宅医療・介護連携推進事業の実施		高齢介護室	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、看護師等を配置した在宅医療・介護連携推進センターの拠点機能をいかし、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための医療機関、介護事業者等の連携を推進する。	①寝屋川市在宅医療・介護連携推進協議会3回/年 ②ワーキンググループ5回/年 ③寝屋川市入退院連携シートモデル使用報告会1回/年開催	引き続き、在宅医療・介護連携推進協議会を在宅医療と介護の連携に関する課題とその対応策を検討する場として機能させていく必要がある。	継続	—	
42	2-(5)	福祉・子育て安心ほっとラインの設置	◎	高齢介護室	市民の利便性の向上を図るため、高齢者介護、障害者福祉及び子育てに関する市民からの問合せを、24時間365日受け付け、内容に応じた窓口を案内する、福祉・子育て安心ほっとラインを設置する	市民の利便性の向上を図るため、高齢者介護、障害者福祉及び子育てに関する市民からの問合せを、24時間365日受け付け、内容に応じた窓口を案内する、福祉・子育て安心ほっとラインを設置。問合せ件数37件	市民の利便性が向上するよう、周知を図っていく。	継続	—	障害福祉課 子育て支援課
43	2-(5)	基幹相談支援センターの機能の充実		障害福祉課	障害者のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。	実利用人数696人、延件数17,870件の相談に応じ、医療、福祉、生活全般の支援が適切に受けられるよう支援することができた。虐待対応や親亡き後の問題、触法ケース等の困難ケースについても地域資源の適切な利用、連携をすすめることができた。	虐待防止、権利擁護をすすめるために障害者のための総合相談、専門相談を充実させる。福祉サービス事業所、相談支援事業所への専門的な助言やネットワークの中核を担い、複合した問題を抱えるケースや親亡き後の不安を抱えるケースなどに対応する。		—	
44	1-(1) 2-(5)	子育て世代包括支援センターの設置(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援(寝屋川版「ネウボラ」))	◎	子育て支援課	子育て世代包括支援センターを6月から開設し、妊娠届出時のタブレットPCによる面談や、妊娠期からの乳房ケア事業が円滑に行えるよう調整を図る。	子育て世代包括支援センターを6月から開設し、妊娠届出時のタブレットPCによる面談や、妊娠期からの乳房ケア事業を行った。 妊娠届出 1,571件 妊娠期からの乳房ケア 実39人(延61件)	母子健康手帳交付の際に面談を実施することで、支援の必要なケースに早期に介入することができた。 引き続き、事業を継続するとともに、全数面談時のアセスメント基準の明確化及び適切な支援へつなぐマネジメント機能の強化を図る。	継続	H30	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
45	2-(5)	リラット・子育てリフレッシュ館の設置		子育てリフレッシュ館	<p>子どもの室内遊びスペース、一時預かり等の機能を有し、子どもや保護者がリフレッシュできる事業等を総合的に実施するRE LAT TO (リラット・子育てリフレッシュ館)を開設することで、子育て家庭への支援の充実を図るとともに、本市の子育て施策を市内外に情報発信する。</p>	<p>子育てリフレッシュ館の新築工事等を実施し、府内初の子育て総合支援拠点として開館した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館の新築工事の完了 ・京阪電車ADトレイン広告掲載、公用車マグネット広告、市内4駅街頭啓発、子育て情報誌への特集記事の掲載などの館のPRの実施 ・LINEによる情報発信の開始 <p>プレオープン：7月16日 グランドオープン：7月21日</p> <p>【利用者数：キッズスマイルパーク 34,516人、一時預かり937人、講座6,767人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・館の取組・魅力をPRするため、PR・イメージ動画、インターネットサイトを作成する。 ・遊びスペースの利用状況を勘案し、市外も利用できる平日限定のクーポンの発行など、更なる利用促進につながる取組を実施する。 ・現在のリフレッシュ講座の利用状況、利用者の声等を勘案し、関係機関と連携しながら、子育て世代のニーズ、トレンドに即した講座・イベントを実施する。 	継続	H30	建築営繕課
46	2-(5)	産後ケア事業の実施	◎	子育て支援課	<p>産後ケア事業（ショートステイ）を実施するため、市内の分娩取扱いを行っている医療機関及び助産所と調整を図る。</p>	<p>妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対し、保健師等の専門職が相談支援・育児支援を行うとともに、医療機関等と連携した母子支援を実施した。</p> <p>【宿泊数】3泊（実2人）</p>	<p>事業開始年度のため、引き続き、事業の周知を図るとともに、利用者のニーズに応じられるよう契約医療機関等の確保について検討する。</p>	継続	H30	
47	2-(5)	保育コンシェルジュの配置		保育課	<p>保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。</p> <p><概要> ・保育士1人の配置(保育課窓口)</p>	<p>保育課の窓口に保育コンシェルジュ1人を配置し、保育を希望する保護者に対する様々な保育サービスに係る情報提供及び相談対応を行った。</p> <p><実績> ・保育士1人の配置(保育課窓口)</p>	<p>保育を希望する保護者に対する保育サービスの情報提供及び相談対応の充実が図られており、引き続き、保育課の窓口に保育コンシェルジュを継続配置する。</p>	継続	—	
48	2-(5)	コミュニティソーシャルワーカーの配置促進		社会福祉協議会	<p>各コミュニティセンターエリアにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談員や生活支援コーディネーターと連携しながら、制度の狭間の問題への対応や地域での支え合い活動の仕組みづくりを支援する。</p>	<p>各コミュニティセンターエリアにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談員と連携しながら、まちかど福祉相談所の相談業務に取り組んだ。</p> <p>また、各校区福祉委員会活動が進める小地域ネットワーク活動を円滑に進めるため、支援を行うとともに、CSWと関係機関（包括支援センター）との意見交換会やCSW連絡会を開催し、情報交換、情報共有に努め、連携を深めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちかど福祉相談所設置数15か所 ・まちかど福祉相談所相談件数832件 ・個別支援相談件数107件 ・かぎ預かり契約件数725人 <p>地域包括支援センター社会福祉士との意見交換会 4回 個別ケース検討会議 1回 事例研究会 3回 コミュニティワーク業務研究会 3回</p>	<p>引き続き、まちかど福祉相談員と連携しながら、まちかど福祉相談所に取り組む。</p> <p>また、各校区福祉委員会活動が進める小地域ネットワーク活動を円滑に進めるため、支援を行うとともに、各関係機関・団体との情報交換、情報共有及び連携強化を図る。</p>	継続	—	福祉総務課

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
49	2-(5)	地域に密着した相談支援の充実		社会福祉協議会	地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内13か所）の取組を進める。 また、校区の状況に応じて、相談所の増設、出張まちかど福祉相談所の取組を進める。	市内15か所においてまちかど福祉相談所を開設し、気軽に相談窓口として市民の相談に対応するだけでなく、いきいきサロンに出向き出張相談を実施した。 まちかど相談所相談件数 832件 まちかど相談所開催回数 430回 再掲：出張まちかど相談回数 25回	身近にある気軽な相談所を広く周知し、相談所活動を行うため、いきいきサロンに出向き出張相談も実施した。 また、他機関との連携を密にし、相談員連絡会を定期的に開催し、情報交換及び情報共有を図り、事業の充実強化に努めた。	継続	—	福祉総務課
50	2-(6)	コミュニティソーシャルワーカー配置事業の支援		福祉総務課	援護を必要とする高齢者、障害者、子育て中の親などに、相談援助、必要なサービス等を行うため、社会福祉協議会に対しコミュニティソーシャルワーカー（CSW）7人に係る補助金を交付する。 また、CSWの体制について、国が進める「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業等の内容等も踏まえ、調査・研究を行う。	社会福祉協議会に対し、CSWに係る補助金を交付し、CSWの関わる以下の事業の効率的な運営に寄与した。 また、補助金の在り方について、社会福祉協議会と協議し、検討を行った。 ・まちかど福祉相談所設置数 15か所 ・まちかど福祉相談所相談件数 832件 ・個別支援相談件数 107件 ・かぎ預かり事業 利用者 725人 ・かぎ預かり事業 模擬訓練 5回	社会福祉協議会に対し、CSWに係る補助金を交付することで、CSWの関わる事業の活動支援を行った。 今後も、CSWによる地域課題の発見・把握、地域支援の実践等のため、補助金を交付するとともに、CSWの配置体制について、調査・研究を行う。	継続	H31	社会福祉協議会
51	2-(6)	生活困窮者自立支援事業庁内会議の実施		保護課	生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、庁内会議を開催し、これまでの相談実績、平成29年度の取組内容等について情報共有を行う。	平成30年7月26日（木）、庁内会議を開催し、以下の内容の情報共有及び今後の事業の取組について検討を行った。 (1) 平成29年度の取組状況について (2) 家計相談支援事業に係る検討について	生活困窮者の市税や保険料等の滞納状況の共有を図り、庁内会議委員の各課と連携を図って、支援を実施していく。	継続	—	広報広聴課 納税課 滞納債権整理回収室 人権文化課 産業振興室 消費生活センター 健康推進室 保険事業室 高齢介護室 障害福祉課 こどもを守る課 業務課 教育研修センター 青少年課 社会福祉協議会
52	2-(6)	見守りネットワークの充実		社会福祉協議会	単身高齢者、要介護高齢者世帯、引きこもりがちな人などを対象に、体調の変化、福祉課題に早期に気づけるよう、関係機関、民間事業所等と連携し、安否確認の仕組みづくりや見守りネットワークづくりを推進する。	各校区福祉委員会において、地域のひとり暮らし高齢者等に対して声かけ見守り活動を展開し、問題ケース等の発見、把握に努めた。 また、見守りネットワークの一環である緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を展開した。 声かけ見守り活動対象者 6,517人 声かけ見守り活動協力者 1,370人 個別援助活動対象者 150人 個別援助活動支援者 439人 かぎ預かり契約件数 725人	今後も校区福祉委員会が中心となり行う見守り活動、見守りネットワークの充実に向けた支援を進める。 また、見守りネットワークの一環である緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を推進する。	継続	—	高齢介護室 障害福祉課 青少年課

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
53	3-(7)	定住促進等に向けた情報の発信	○	都市プロモーション課	「寝屋川市シティプロモーション戦略基本方針」に基づき、市内外のターゲット層に対して、市の特長的な施策・事業等を戦略的・継続的にPRすることにより市のイメージアップを図るとともに、市の魅力に対する関心・共感を得て、定住の促進を図り、市民満足度を向上させる。 そのPRの一環として、インターネット広告の活用及びプロモーション動画の制作を行う。	プロモーション動画、インターネット広告、在阪準キー局のテレビ番組等を活用して、市の魅力、特長的な施策・事業等を市内外に発信し、市の認知度やイメージの向上を図った。 また、市の施策や魅力を広く市内外の子育て世代をターゲットにPRする定住魅力特設サイトを構築し、市のイメージアップ、定住促進を図った。	対外訴求力のある施策の展開により「発信する力」をさらに高め、より効果的なプロモーションに取り組む。	継続	—	
54	3-(7)	携帯端末用アプリケーションの構築	○	広報広聴課	・一時預かり保育予約の開始、危険箇所通報の拡大、窓口予約の受付、他のシステムとの連携など、更なる機能強化、利便性向上を図る。 ・アプリの機能を活用した利用者アンケートを実施する。 ・転入、入学などのタイミングを捉えたPRを行う。	・一時預かり保育予約の開始、通報機能の拡大（公園の遊具、これって何ごみ？）、予約機能の拡大（マイナンバーカードの申請受付等）などの機能強化、利便性の向上を図った。 ・利用者ニーズを把握するため、利用者アンケートを行った。 ・PRチラシを複数種類制作し、転入、入学などのタイミングを捉えたPRを行った。	利用者ニーズを把握し、更なる機能強化、利便性の向上を図る。	継続	—	情報化推進課 子育て支援課
55	3-(7)	子育てに関する携帯端末用アプリケーションの構築		子育て支援課 子育てリフレッシュ館	携帯端末用アプリケーションの一時保育予約システムをリラット・子育てリフレッシュ館で実施する一時預かり事業に活用する。 また、地域の親子が参加できるイベント情報を配信する。	・アプリを活用して、地域子育て支援拠点、保育所（園）・認定こども園等で実施する地域の親子が参加できるイベント情報を配信した。 ・関係課と協議・調整を行い、子育てリフレッシュ館で実施する一時預かりにアプリを使った予約システムを導入した。 【一時預かりアプリ登録者474人、一時預かり利用者延べ937人、アプリからの予約延べ851人】	・子育てリフレッシュ館で実施する一時預かりに24時間予約可能なアプリを継続して活用する。 ・地域の子育て支援拠点や保育所（園）・認定こども園等実施する地域の親子が参加できるイベント情報について、継続的に配信する。	継続	H30	情報化推進課 広報広聴課
56	3-(7)	様々なメディアや場を活用した情報の発信		高齢介護室	従来からの市広報誌、市ホームページ、出前講座等による事業周知に加え、自主的な介護予防の取組を支援、充実させるため、元気アップ体操のDVD等、動画により周知する。	自主的な介護予防の取組を支援、充実させるため、元気アップ体操DVDを活用し周知できた。	元気アップ体操サポーター、出前講座等を通じ、地域の自主的な介護予防の取組が展開されるよう元気アップ体操DVDを活用していく。	継続	—	
57	3-(7)	様々なメディアや場を活用した情報の発信		障害福祉課	平成30年度の法改正・制度改正等を踏まえた「福祉の手引き」（手帳取得後の障害福祉サービスを掲載した冊子）を改訂するとともに、市ホームページ等で必要な情報を発信する。	平成30年度法改正を踏まえた「福祉のてびき」を作成し、障害者手帳交付時に配布した（市ホームページでも公表）。精神障害者用の福祉の手引きを作成した。	法改正、制度の見直し等により、掲載内容の変更が必要であるため、毎年度、掲載内容を確認し、適切に情報の更新を行っていく。		—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
58	3-(7)	様々なメディアや場を活用した情報の発信		社会福祉協議会	<p>【ホームページ】 ホームページボランティア「くりっく☆ねっと」と協働で新たなホームページを運用し、市民に親しみやすく分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>【機関紙広報虹の発行】 ・年4回（5月、8月、11月、2月）機関紙「虹」を発行する。 ・機関紙「虹」発行の際、各号2回の広報編集委員会（福祉委員等が委員）を開催し、市民目線での見出しや原稿作りを行う。 ・社会福祉協議会事業等の地域福祉情報を市広報誌に掲載する。</p>	<p>市民に対し、地域福祉に関心を持ち、理解を得られるよう社協機関紙「虹」を発行した。年4回発行し、広く福祉サービスや福祉の情報を提供した。</p> <p>また、ホームページボランティア「くりっく☆ねっと」と協働でホームページを作成し更新した。</p> <p>より手軽に幅広い層の市民に情報発信を行うために、公式SNS（インスタグラム、フェイスブック、ツイッター）を立ち上げた。</p>	<p>引き続き、市民に対し、地域福祉に関心を持ち、理解を得られるよう機関紙「虹」の発行、ホームページの充実を図り、広く福祉サービスや福祉の情報提供を行う。</p>		—	高齢介護室 障害福祉課
59	3-(7)	子どもの養育支援事業の実施	◎	こどもを守る課	<p>離婚相談や離婚届の届出時等に、養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、相談窓口に関するチラシを配布し、周知する。</p>	<p>チラシを10,000枚作成。 市民課、各CS窓口、広報広聴課及びふらっとねやがわの法律相談、こどもを守る課窓口で配布するとともに、ふらっとねやがわ内で配架した。</p>	<p>可能な限り離婚前に周知したいことから、今後の配布のタイミングについて検討する。</p> <p>また、今後、社会状況の変化等に応じて、内容を精査する。</p>		—	広報広聴課 人権文化課 市民課
60	3-(7)	子育て情報の配信		子育て支援課 子育てリフレク ション館	<p>より多くの人に、メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリに登録してもらうことで、子育て情報の配信の充実を図る。</p> <p>また、アプリ、LINEなどでの情報発信等もあわせて、効果的な情報発信を行う。</p>	<p>・メールねやがわの案内チラシを配布し、登録者の拡大に努めるとともに、毎週、地域の子育て支援情報を配信した。</p> <p>・母子健康手帳交付時などに案内チラシを配布し、登録者の拡大に努めた。</p> <p>・市公式アプリ、ツイッター、LINE@、民間の「いこーよ!」サイトも活用し、効果的な情報発信を行った。</p> <p>【メールねやがわ 登録者数 2,737人】 【LINE@ 登録者数3,337人】</p>	<p>今後も、子育てに関する施策・事業の周知を図るとともに、子育て情報の配信による、市の子育て支援施策のPR、子育て支援の充実につなげる。</p>		—	
61	3-(8)	福祉の心を育む学習の実施		教育指導課	<p>各小中学校において、様々な組織、団体、事業所の協力の下、道徳や総合的な学習の時間を中心に、調べ学習、疑似体験活動、体験談等の福祉の心を育む学習を実施する。</p>	<p>各小中学校において、様々な組織、団体、事業所の協力の下、道徳や総合的な学習の時間を中心に、調べ学習、疑似体験活動、体験談等の福祉の心を育む学習を実施した。</p>	<p>体験活動の実施をするに当たり、関係諸団体との連携を推進する。</p>		—	社会福祉協 議会
62	3-(8)	学校・地域などでの福祉に関する学習や話合いの機会の充実		社会福祉協議会	<p>・小中高等学校の教員を対象に福祉学習の説明会を実施し、福祉教育を推進する。</p> <p>・小中学校での福祉学習において、ボランティアグループ、当事者、校区福祉委員会による、高齢者・障害者等の体験の講話等を行う。</p> <p>・市が新規採用職員に実施する福祉教育研修に協力する。</p> <p>・校区担当職員が校区の会議、研修等で地域の福祉課題についての話合いを進める。</p> <p>・市民ふくし講座を開催し、福祉啓発を行う。</p> <p>・福祉教育の在り方について、地域住民、関係機関と検討する場を設ける。</p>	<p>誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、子どもから高齢者、障害者など社会福祉への関心を深め、一人一人が自分のできることを考え行動する力を育む活動を行った。</p> <p>福祉啓発を目的とした市民向けシンポジウムの開催 1回 職員向け福祉教育研修の開催 1回 福祉体験学習説明会の開催 1回 ボランティアグループや校区福祉委員会 で対応した福祉体験学習の実施 61回 障害のある当事者の話の実施 8回</p>	<p>小中高等学校の教員を対象に福祉体験学習の説明会を実施し、小中学校での福祉体験学習を実施した。</p> <p>また、職員を対象とした福祉教育研修を実施し、これから大切にしていきたい福祉教育の視点について改めて考えることができた。</p> <p>引き続き、福祉教育の充実に向けた取組を進める。</p>		—	教育指導課

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
63	4-(9)	健康づくり事業の実施 (健康づくり実践講座、ワガヤ ネヤガワ健康ポイント事業等)	○	健康推進室	<ul style="list-style-type: none"> 健康に関する様々なテーマで健康づくり実践講座を開催し、自分や家族の健康づくりを推進する。 健康づくりプログラムを全戸配布し、各種健康増進事業と健康づくりの取組や年間計画を周知する。 市民の各種健康増進事業への参加を促すため、ワガヤネヤガワ健康ポイント事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり実践講座 参加者数 166人 ワガヤネヤガワ健康ポイント事業 応募者数 2,031人 健康づくりプログラム全戸配布(平成31年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり実践講座 前年度の参加者数97人から大幅増となったが、引き続き市民ニーズの把握に努め、参加者数の増加に繋げる。 ワガヤネヤガワ健康ポイント事業 広報活動の強化により前年度の応募者数502人から大幅増となった。 今後は地域協働協議会と連携し、市民がより身近なところで参加できる事業とする。 今後も健康づくりプログラムを全戸配布し、各種健康増進事業と健康づくりの取組や年間計画を周知する。 	継続	—	
64	4-(9)	休日診療、障害者歯科診療の実施		健康推進室	<ul style="list-style-type: none"> 市立保健福祉センター診療所において、日曜日、祝日、年末年始に、内科・小児科・歯科の休日診療を実施する。 市立保健福祉センター診療所において、毎週木曜日及び第1・第3火曜日(祝日及び年末年始を除く。)に障害者(就学前の障害児童を除く。)を対象とした歯科診療を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市立保健福祉センター診療所利用状況 休日診療 診療日数：73日 受診者数：5,104人 障害者歯科診療 診療日数：71日 受診者数：781人 	<ul style="list-style-type: none"> 休日診療及び障害者歯科診療については、医療機関が通常診療を行っていない時間帯や、通常の歯科診療所での受診が困難な人を対象として実施しているため、市民が安心して受診できる実施体制を確保する。 	継続	—	
65	4-(9)	特定健診、保健指導事業の実施		健康推進室	<p>40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。</p> <p>また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診対象者42,581人 受診者数14,889人(受診率34.97%速報値) 特定保健指導対象者1,664人 指導者数461人(受診率27.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に比べ、特定保健指導初回実施率は2%上昇した。 今後、特定健診とがん検診の同時実施の際に、同日の保健指導を実施し、初回利用率を向上させる。 	セット検診での同日保健指導の実施	—	
66	4-(9)	健康増進計画の推進		健康推進室	<p>健康増進計画に基づき、市民の健康増進を総合的に推進するための各種施策・事業を実施するとともに、健康増進計画推進委員会を開催し、事業の進捗管理及び健康増進に係る施策の検討を行う。</p> <p>また、健康増進計画の内容、中核市移行及び市保健所の設置についてPRするとともに、市民の健康意識を高揚するため、ワガヤネヤガワ健康フェスタを開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワガヤネヤガワ健康フェスタ 参加者数 延1,000人 	<ul style="list-style-type: none"> ワガヤネヤガワ健康フェスタ 前年度が初開催のワガヤネヤガワ健康フェスタであるが、今年度は市薬剤師会の「くすりと健康展」と合同開催し、より多くの市民に健康に関する啓発を実施していく。 健康増進計画については、地域保健審議会において審議し、進捗状況を管理する。 	継続	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
67	4-(9)	第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画の推進	◎	健康推進室	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた第3期特定健康診査等実施計画、「国民健康保険法」に基づいたデータヘルス計画での健康課題に基づき、特定保健指導・重症化予防事業・特定健診未受診者対策の充実を図る。	重症化予防対象者 1,234人 高血糖、高血圧、腎機能低下者 保健指導 535人（うち教室参加352人個別指導183人）⇒治療開始183人	本市の健康課題である新規人工透析患者減少のため、糖尿病性腎症対象者を拡充し、事業を実施した。教室に来られなかった人で糖尿病性腎症第3期（病期がやや重い人）を中心に家庭訪問を実施した。教室に来られない人には経済面や生活面で他問題の人が多く、継続的なフォローを継続している。 今後は健診受診者だけでなく、治療中断者についても保健指導を検討していく。	レセプロからの治療中断者のフォロー検討	—	
68	4-(9)	地域リハビリテーション活動の支援		高齢介護室	地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議にリハビリテーション専門職等を派遣するための体制を充実させる。	要支援認定を受け、介護予防・生活支援サービス事業を利用する人の介護予防サービス計画の質を高めるため、自立支援型地域ケア会議にリハビリテーション専門職を派遣した。 自立支援型地域ケア会議 開催回数42回 検討ケース数135件	通所型サービス(短期集中)の実証事業の結果を踏まえ、令和元年度からリハビリテーション専門職を要支援高齢者の自宅に派遣し、高齢者の介護予防・自立支援を推進する。	拡充	—	
69	4-(9)	元気アップ介護予防ポイント事業の推進		高齢介護室	高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。	サポーター登録数 493人 サポーター実活動数 307人 交付者数 309人 受入施設登録数 142件	引き続き、事業を実施することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。	継続	—	社会福祉協議会
70	4-(9)	まちの保健室事業の推進		社会福祉協議会	梅が丘校区のひだまり喫茶（毎月第1・3金曜）において、大阪府看護協会職員の下、年3回（6月、10月、2月）サロン参加者、ボランティア等の健康相談、血圧測定を実施する。	大阪府看護協会事業「まちの保健室」として、梅が丘まちかど福祉相談所において年3回（6月、10月、2月）サロン参加者、ボランティア等の健康相談、血圧測定を実施した。 対象者 123人 相談件数 267件	引き続き、梅が丘まちかど相談所において年間3回「まちの保健室」を実施する。	継続	—	
71	4-(10)	まちのせんせい活用事業の実施		社会教育課	生涯学習の場を幅広く提供するため、「ねやがわ生涯学習あんない（平成30年度版 講座・イベント/講師案内編）」、市ホームページに活動状況を掲載し、また、まちのせんせいがエスポアール・学び館祭りへ参加するなど、市民へ事業の周知・啓発を図る。	所管するエスポアール・学び館のまつり等において、まちのせんせいコーナーを設け、また、市HPや生涯学習情報誌、広報誌を通じ、市民への事業の周知・啓発を図った。[まちのせんせい延べ登録者数131名]	多くの市民が、まちのせんせいを活用できるよう、イベント・行事等を通して市民に、周知していく。	継続	—	
72	5-(11)	認知症サポーター養成研修の実施		高齢介護室	認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域を構築するため、認知症の人及びその家族の応援者となる認知症サポーターの養成講座等を実施する。	認知症サポーター養成講座を通じて、市民に認知症の知識と対応方法を広く啓発する。 ①認知症サポーター養成講座：30回開催 受講生967名 ②認知症サポーターステップアップ講座：3回 受講人数65名 ③キャラバンメイトフォローアップ研修：1回 受講人数20名	保健福祉センターでの開催を毎月から隔月に変更した。開催地域の偏りを是正することを模索するべく、受講対象や地域への働きかけについて検討している。	継続	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
73	5-(11)	ボランティア講座の充実		高齢介護室	高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につながるボランティア養成講座を実施する。	講座参加者 40人	引き続き、講座を実施することで、高齢者の生きがいがづくり、健康づくりを推進する。	継続	—	
74	5-(11)	担い手を増やしていくための学習機会の充実		障害福祉課	・手話奉仕員養成講座（通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。	・手話奉仕員養成講座（通訳コース）を実施し、11人が修了した。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施し、10人が修了した。	・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）終了後、通訳を目指すための場として、通訳コースの講座を実施するとともに、講座受講者の手話サークルへの参加を促すなど、継続した学習の場を提供する。 ・講座を委託する団体（要約筆記）が不足しているため、3市（寝屋川市、枚方市、交野市）合同での実施により、講師の確保を図る。	継続	—	社会福祉協議会
75	5-(11)	地域福祉活動や各種ボランティア活動の新たな担い手を養成		社会福祉協議会	・ボランティア講座の開催 国土交通大臣認定運転協力者講習会（年3回）／運転協力者現任研修会／ボランティア講座基礎Ⅰ／ボランティア講座基礎Ⅱ／ボランティア講座シニア編／災害ボランティアセンタースタッフ養成講座／傾聴基礎講座 ・各校区福祉委員会活動において、研修や講座の実施 ・まちかど福祉相談員養成研修の開催など	新たな担い手を養成するため、講座等を開催した。 国土交通大臣認定運転協力者講習会 3回 運転協力者現任研修会 1回 ボランティア講座基礎Ⅰ 3回 ボランティア講座基礎Ⅱ 1回 ボランティア講座シニア編 1回 まちかど福祉相談員養成研修の開催 1回 各校区福祉委員会活動において、研修や講座を実施した。	各種講座・研修等を実施し、市民に対して地域福祉活動、ボランティア活動の理解と意識の高揚が図られた。 また、活動協力者も得ることができた。 引き続き、講座、研修等を通じて担い手確保に向けた取組を進める。	継続	R 2	高齢介護室 障害福祉課
76	5-(11)	子育て応援リーダー事業の推進		子育て支援課	子育て応援リーダーにより、各子育て家庭の状況や子どもの発達段階に応じた適切な支援を行うとともに、リラットにおけるリフレッシュ講座に活用するため、新たな子育て応援リーダーを養成する。	・乳幼児健康診査や各種子育て支援事業において情報提供を行うとともに、要支援家庭の保育所の送迎等を行うことで、子育て支援の充実を図った。 ・高齢等の理由により活動できない登録者が増えたため、新たな子育て応援リーダーの募集・養成を行った。 【活動回数 961回】 【養成人数 31人】 【登録者数 144人】	引き続き子育て応援リーダーの資質向上のため、交流会及び専門研修を行う。	継続	—	
77	5-(11)	子育て応援サポーター事業の推進		子育て支援課	子育て応援サポーターにより、各家庭に応じた適切な支援を行う。	4か月健診や各種教室に参加し、地域子育て支援拠点などの子育て支援施設への同行を行うことで、子育て家庭への孤立化の防止を図った。 【活動実績 118回】	今後も、4か月児乳幼児健康診査で保護者と直接対話するなど、ニーズを把握することで、ニーズに合った子育て支援拠点等につなげる。	継続	—	
78	5-(11)	青少年リーダー育成事業の実施		青少年課	ユースクラブの組織化・体系化を図り、小学生クラブと中学生クラブの連携を強化する。 また、リーダーとしての資質を高める各種プログラムを提供する。	ユースクラブでは各事業で担当部会を組織することで体系強化を図るとともに、小学生・中学生クラブとの合同プログラムを開催することで、連携強化を図った。 また、各クラブで様々なプログラムを実施し、リーダーとしての資質向上を図った。	各プログラムの成果を検証し、プログラム内容の充実を図るとともに、各クラブとの更なる連携強化を図る。	継続	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度を取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度を取組実績	平成30年度を取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
79	5-12	保育士バンク事業の実施		保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・就業のための保育士研修を実施（4回）する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士研修実施（4回） ・保育所現場における実習実施 ・民間保育所等への研修修了者の紹介 <実績> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者数：41人 ・保育士バンク登録者数：28人（うち継続18人） ・就労者数：1人 	平成29年度以降、研修受講者及びバンク登録者数を増加させるため、ハローワーク枚方と連携・協力して保育士研修を実施するなど、研修内容の一層の充実を図っており、令和元年度も本事業を継続して実施していく。	継続	—	
80	5-12	社会福祉士実習生の受入れ		社会福祉協議会	社会福祉士実習生4人の受入れを実施する。	社会福祉士等の資格取得を目指す学生の受入れを行った 大阪市立大学 1人 関西大学 1人 大谷大学 1人 豊岡短期大学 1人 大阪医療専門学校 1人	福祉や介護の人材育成のために、引き続き、社会福祉士等の実習生の受け入れを行う。	継続	—	
81	6-13	民生委員・児童委員活動の支援		福祉総務課	民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、補助金を交付する。	民生委員児童委員がより地域に合った活動ができるよう、民生委員児童委員協議会に対し、補助金を交付するとともに、当協議会が行う総会、研修等が効率的に運営されるよう支援した。	民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付するなど、当協議会の活動支援を行った。 今後も、民生委員が行う地域のつながりづくりの活動を推進するため、補助金の交付等の支援を行う。	継続	—	
82	6-13	老人クラブの地域福祉活動の支援		高齢介護室	地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。	地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付した。 補助金交付額：8,001,000円	引き続き、地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。	継続	—	
83	6-13	地域協働協議会の活動に対する支援	○	市民活動振興室	市と地域協働協議会との更なる連携強化を図るため、地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援や、地域専任職員を配置する。 また、地域協働協議会関係者会議を開催し、各小学校区の取組、成果等について情報共有を図るとともに、地域協働協議会の活動促進につなげるため、事業メニュー（地域が取り組むことで地域課題の解決等につなげると考えられる事業の一覧）を提供する。	地域協働基礎交付金による活動支援を行うとともに、地域協働協議会関係者会議や地域専任職員を通じた情報共有を行うなど、地域協働協議会との更なる連携強化を図った。 また、事業メニューを提供し、地域協働協議会の活動を促進した。	各小学校区の取組内容の情報共有や、地域専任職員による相談体制の充実により、協議会活動の活性化を図ることができた。 引き続き、事業メニューの充実などにより、地域協働協議会の活動を支援する。	継続	—	
84	6-13	地域協働協議会の活動に対する支援		危機管理室	市民、関係機関、関係団体が安全・安心に関する情報を共有し、地域に即した防犯環境整備、防犯対策等の充実や安全施策について検討するため、安全推進協議会を開催する。 地域協働協議会が各小学校区に設置している地域安全センターにおいて、関係機関からの情報を基に地域に即した活動を行う。	市民、関係機関、関係団体が安全・安心に関する情報を共有し、地域に即した防犯環境整備、防犯対策等の充実や安全施策について検討するため、安全推進協議会を開催する。 地域協働協議会が各小学校区に設置している地域安全センターにおいて、関係機関からの情報を基に地域に即した活動を行う。	地域安全センターの活動の進捗状況を把握し、地域協働協議会と情報共有を行うことで、継続して安全・安心施策に取り組む。	継続	—	市民活動振興室

※ 新規充実の「○」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
85	6-13	校区福祉委員会による福祉のまちづくり活動の支援		社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を支援する。 校区担当職員をコミュニティセンターエリアごとに配置し、校区福祉委員会を中心にコミュニティワークを実践する。 	校区福祉委員長協議会の開催 6回 小地域ネットワーク推進委員会の開催 1回 校区ボランティア部長会の開催 6回 校区福祉委員会指導者研修会の開催 1回 子育てサロン担当者交流会 1回 校区福祉委員会実務担当者・新任福祉委員研修会 1回	引き続き、校区福祉委員会による、地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を引き続き支援する。	継続	—	福祉総務課
86	6-13	ボランティアの育成・活動の支援		社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市の各種保健福祉事業の実施における地域との協働や市民参加の促進を支援する。 各校区福祉委員会活動を推進する。 個人ボランティアやボランティアグループの育成のため、各種講座や研修会の開催、ボランティア相談員が行うコーディネートなどの活動を支援する。 登録ボランティアグループ連絡会を開催し、各グループの情報交換を支援する(年3回)。 	ボランティア活動に対する理解と関心を高めるとともに、ボランティアの育成、需給調整など、活動の支援を行う。 ボランティアセンター運営委員会の開催 6回 ボランティア相談員連絡会の開催 12回 ボランティア講座基礎Ⅰ 3回 ボランティア講座基礎Ⅱ 1回 ボランティア講座シニア編 1回 ボランティア活動の需給調整の実施 146件 参加ボランティア数 1,044人 登録ボランティアグループ連絡会の開催 5回	ボランティアの育成・活動の支援に向けて、各種事業を行ったが、新しい担い手不足の課題は克服されていない。 引き続き、ボランティアの育成・活動支援に向けての取組を進めるとともに課題解決に向けての検討を行う。	継続	—	福祉総務課 市民活動振興室
87	6-13	寝屋川高齢者サポートセンターへの支援		社会福祉協議会	有償福祉活動を推進している、寝屋川高齢者サポートセンターの周知を図るため、関係機関・団体、介護保険事業所等で組織する、寝屋川高齢者サポートセンター運営協議会への協力を行う。	寝屋川高齢者サポートセンター運営協議会の会議に出席した。	引き続き、寝屋川高齢者サポートセンター運営協議会への協力を行う。	継続	—	
88	6-13	地域の資源をいかした活動拠点の充実		社会福祉協議会	社会福祉協議会及び校区福祉委員会が地域福祉活動で使用する、まちかど福祉相談所等の施設等の確保、その充実に向けた取組を進める。	コミュニティセンターや公民館等各種公共施設を活用し、校区福祉委員会活動、まちかど福祉相談所や外出援助サービス事業等各種福祉活動を行った。	拠点と言える場所の確保の充足には至っていない。 地域福祉を進めるためには拠点となる場所の確保が必要であり、引き続き、拠点となる場所の確保、その充実に向けた取組を進める。	継続	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
89	7-14	人権啓発の推進		人権文化課	人権意識の高揚を図るため、人権を考える市民のつどい、ヒューマンライツシアター、人権学習市民連続講座、街頭啓発等の実施、啓発冊子の発行等により全ての人の人権が尊重されるまちづくりを積極的に推進する。	<p>人権意識の高揚を図るため、以下の人権啓発事業を実施し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを積極的に推進した。</p> <p>(1) 人権を考える市民のつどい 実施日：平成30年12月1日 (土) 参加者数：168人</p> <p>(2) ヒューマンライツシアター 実施日：平成31年1月12日 (土) 参加者数：312人</p> <p>(3) 人権学習市民連続講座 実施日：平成31年2月5日 (火) 12日(火)、19日 (火) 参加者数：47人</p> <p>(4) 小・中学生人権作品集「にじの橋」 発行 500冊</p> <p>(5) 街頭啓発 3回実施</p>	人権意識の向上を図る啓発事業については、大人から子どもまで幅広い世代が参加できる、ニーズに合ったテーマや身近な課題を題材とした企画を創意工夫して実施する。	継続	—	寝屋川地区 人権擁護委員 大阪法務局
90	7-14	子どものいじめ防止対策の推進	○	子どもを守る課	<p>・関係機関等との連携 法務局、警察署等の関係機関等と連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会会議にて意見・情報の交換及び連絡調整を行う。(年2回(8月・2月に実施予定))</p> <p>また、子どもを守る課と教育指導課による、いじめ防止等対策連絡調整会議について、月1回程度会議を開催し、市長部局と教育委員会との連携を図る。</p> <p>・相談業務の実施 いじめに関する相談に対応し、相談者への支援を行う。</p> <p>・啓発活動の実施 「いじめのサイン『守ってあげたい』」を含む、いじめ防止啓発サイトを運営する。</p> <p>また、市内4駅での街頭啓発、小中学校の児童・生徒及び幼稚園・保育所に在籍する児童の保護者へリーフレットの配布等を行う。</p>	<p>・関係機関等との連携 法務局、警察署等の関係機関等と連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会会議にて意見・情報の交換及び連絡調整を行った。(年2回) 【開催月】平成30年8月、平成31年2月</p> <p>・子どもを守る課と教育指導課による、いじめ防止等対策連絡調整会議について、月1回程度会議を開催し、市長部局と教育委員会との連携を図る。</p> <p>・相談業務の実施 いじめに関する相談に対応し、相談者への支援を行った。</p> <p>・啓発活動の実施 「いじめのサイン『守ってあげたい』」を含む、いじめ防止啓発サイトを運営した。 【アクセス件数】3,064件</p> <p>・市内4駅での街頭啓発の実施 【実施日】平成30年11月1日</p> <p>・小中学校の児童・生徒及び幼稚園・保育所に在籍する児童の保護者へリーフレットの配布等を行った。 【幼稚園・保育所等】5月 【小中学校、高等学校】8月</p>	<p>・関係機関等との連携 法務局、警察署等の関係機関等と連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会会議にて意見・情報の交換及び連絡調整を行う。(年2回(8月・2月に実施予定))</p> <p>また、子どもを守る課と教育指導課による、いじめ防止等対策連絡調整会議について、月1回程度会議を開催し、市長部局と教育委員会との連携を図る。</p> <p>・相談業務の実施 いじめに関する相談に対応し、相談者への支援を行う。</p> <p>・啓発活動の実施 「いじめのサイン『守ってあげたい』」を含む、いじめ防止啓発サイトを運営する。</p> <p>また、市内4駅での街頭啓発、小中学校の児童・生徒及び幼稚園・保育所に在籍する児童の保護者へリーフレットの配布等を行う。</p>	継続	—	人権文化課 障害福祉課 教育指導課 教育研修センター 青少年課

※ 新規充実の「○」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
91	7-(14)	子ども家庭総合支援拠点事業の実施	◎	こどもを守る課	児童虐待等の未然防止、早期対策を図るため、こども関係施策担当課の実務的な連携を強化し、僅かな兆しを見逃さず、情報共有を図る。	児童虐待等の未然防止、早期対策を図るため、こども関係施策担当課の実務的な連携を強化し、僅かな兆しを見逃さず、情報共有を図った。 【関係課会議】平成30年5月、平成31年2月 【実務者会議】平成30年7・12月、平成31年3月 【早期支援に繋がった件数】101件	児童虐待等の未然防止、早期対策を図るため、こども関係施策担当課の実務的な連携を強化し、僅かな兆しを見逃さず、情報共有を図る。	継続	-	保育課 子育て支援課 障害福祉課 学務課 教育指導課 教育研修センター 青少年課
92	7-(14)	子どもサポート会議の開催		教育指導課	いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の未然防止に向けた取組と、早期発見・早期対応の効果的な手立てを研究するため、小中学校での解決困難な事象について、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。 また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。	小中学校での解決困難な事象について、専門的なコンサルテーションを行った。 ・実施回数：4回 第1回子どもサポート会議：6月8日 第2回子どもサポート会議：9月7日 第3回子どもサポート会議：12月14日 第4回子どもサポート会議：2月1日	小中学校での解決困難な事象について、専門的なコンサルテーションを行うことにより、具体的対応プログラムの構築を行うことができた。 今後も、学校力向上のため、専門的なコンサルテーションを行う。	継続	-	こどもを守る課 教育研修センター
93	7-(14)	心のバリアフリーを進める取組の推進		社会福祉協議会	地域福祉活動に関わる地域や市民に対し、障害、認知症、生活困窮等の差別解消を図るため、研修の実施、地域における会議等で啓発を行う。	社会福祉協議会で実施した様々な研修及び地域で行う会議等において啓発を行った。	引き続き、社会福祉協議会で実施する様々な研修、地域で行う会議等において啓発する。	継続	-	福祉総務課
94	7-(14)	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実		高齢介護室	高齢者虐待防止に向けたネットワーク会議を開催し、関係機関の連携や情報共有を図る。 また、困難事例等について、弁護士及び社会福祉士から専門的助言を受け、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する取組を適切に実施する。	高齢者虐待防止ネットワーク会議 1回 高齢者虐待専門部会 1回	関係機関との連携を継続しながら、必要時に専門的助言を受け、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する取組を適切に実施する。	継続	-	障害福祉課 こどもを守る課
95	7-(14)	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実		障害福祉課	虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。 また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。	・平成30年度の虐待の通報件数55件の内、8件を虐待と認定した。虐待と認定した事案については、一時保護を行うとともに、虐待認定後については相談支援事業所等と連携しながら、自立に向けた支援を行った。 ・相談機関等関係機関との連携を図るため、障害者虐待防止対策協議会を実施した。 ・施設従事者に向けて虐待防止講演会を実施し、参加者は72名。	・虐待通報が年々増えてきている一方で、施設従事者や使用者による虐待など虐待の類型が多様化しており、今後は関係機関との連携がより一層必要となってくるため、虐待防止対策協議会を通して機関連携の在り方について検討を進める。	継続	-	人権文化課 高齢介護室 こどもを守る課

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「-」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
96	7-14	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実		こどもを守る課	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務の実施 子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行う。 スーパーバイザーの配置 児童虐待防止における専門性を高めるため、スーパーバイザーを配置する。 関係機関等との連携強化 関係機関等との連携を図るため、要保護児童対策地域協議会において、意見・情報の交換及び連絡調整を以下のとおり行う。 (1) 代表者会議（年2回（8月・2月）） (2) 実務者会議（年12回） (3) 進行管理会議（要保護児童：年4回（4月・7月・10月・1月）、要支援児童：年1回（9月）） 啓発の実施 市内4駅での街頭啓発を行う。 研修の実施 関係機関等の職員を対象とした研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務の実施 子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を適切に行った。 スーパーバイザーの配置 スーパーバイザーを配置し、助言指導を仰ぐことで、児童虐待防止における専門性を高めた。（平成30年度：28回招聘） 関係機関等との連携強化 関係機関等との連携を図るため、引き続き、要保護児童対策地域協議会において、意見・情報の交換及び連絡調整を以下のとおり行った。 (1)代表者会議（年2回（8月・2月）） (2)実務者会議（年12回） (3)進行管理会議（要保護児童：年4回（4月・7月・10月・1月）、要支援児童：年1回（9月）） 啓発の実施 平成30年11月に市内4駅での街頭啓発を行い、市民への周知を図った。 研修の実施 関係機関等の職員を対象とした研修を平成30年8月（60名参加）と平成31年3月（68名）に実施し、知識等の習得を図った。 	引き続き、スーパーバイザーの助言指導を活用することで、児童虐待防止における専門性を高める。 また、関係機関等の職員を対象とした研修を実施し、知識等の習得も図る。それらの知識等を活用し、子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を適切に行う。 関係機関等との連携を図るため、引き続き、要保護児童対策地域協議会において、意見・情報の交換及び連絡調整を以下のとおり行うことにより、迅速で適切な対応を行う。 (1)代表者会議（年2回（8月・2月）） (2)実務者会議（年12回） (3)進行管理会議（要保護児童：年4回（4月・7月・10月・1月）、要支援児童：年1回（9月）） ・啓発の実施 市内4駅での街頭啓発を行い、市民への周知を図る。	継続	—	人権文化課 保護課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 学務課 教育指導課 教育研修センター 青少年課 社会福祉協議会
97	7-14	成年後見制度による支援の推進		高齢介護室	判断能力が不十分かつ親族等がない認知症高齢者の権利擁護を図るため、市が家庭裁判所に申立てを行い、成年後見制度の利用を支援する。	成年後見制度市長申立件数 26件	判断能力が不十分な認知症高齢者が不利益を受けないよう、家庭裁判所に対し、適切に成年後見制度市長申立を行う。	継続	—	障害福祉課
98	7-14	成年後見制度による支援の推進		障害福祉課	成年後見制度の市長申立て及び後見人報酬助成を行う。	平成30年度は3人の市長申立てと、3件の報酬助成を行った。	被虐待者、一人暮らしで判断が難しい人等からの申立について、親族調査の必要性及び推薦人の選定を検討し、申立てから決定までの期間短縮を図る。	継続	—	高齢介護室
99	7-14	市民後見人等の養成		高齢介護室	成年後見制度の市長申立て及び地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護体制の充実に向け、他市における体制の把握を行う。	大阪府域における事業実施市町村を把握（16市4町が実施）	引き続き、他市におけるニーズ、受託状況等の正確な把握を行う。	継続	R 2	福祉総務課 障害福祉課
100	7-14	成年後見制度法人後見支援事業		障害福祉課	成年後見制度について、利用実態の現状やニーズを把握・分析し、実施について検討する。	自立支援協議会において、法人後見制度の必要性等について協議した。	地域のニーズ等の実態把握を行い、法人後見についての必要性、法人後見の検討会議等を検討する。	継続	R 2	福祉総務課 高齢介護室

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
101	7-14	(仮称) 手話言語条例の制定	◎	障害福祉課	「手話は、言語である」との認識に基づき、手話への理解促進及び普及に関し基本理念を定め、本市の責務、市民・事業者の役割、手話に関する施策の役割等を定めるため、(仮称) 寝屋川市手話言語条例を制定する(平成31年4月1日施行)	寝屋川市手と手で心をつなぐ手話言語条例を平成31年4月1日付で施行した。	寝屋川市手と手で心をつなぐ手話言語条例の施行に伴い、手話への理解及び普及・啓発を行う。	完了	H30	
102	7-14	子どもへの暴力防止プログラムの実施		青少年課	子どもが関わる暴力を防止するため、小学3年生及び6年生を対象に教育プログラムを実践的に子どもに学ばせる機会を提供する。	全市立小学3年生及び6年生に対し、子どもへの暴力防止プログラムを実施した。 受講者数3,695名	小学3年生と6年生それぞれの年齢に応じたプログラムを実施することにより、効果的な学習機会の提供を行う。	継続	—	
103	7-14	日常生活自立支援事業の実施		社会福祉協議会	精神障害、知的障害、認知症等により判断能力が不十分な人への福祉サービスの利用援助や、金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組として、関係機関の参画の下、連絡会を開催する。	利用契約者に対して、日常的な金銭管理、福祉サービス利用援助など実施した。 新規契約件数：9件 契約終了件数：20件 (死亡5件、成年後見人等選任10件、家族等による管理1件、施設入所に伴う施設管理2件、本人からの申出2件) 年度末契約件数：103件 年間支援回数：3,108回	利用契約者の高齢化等による判断能力の低下が進行するなどの理由から、成年後見制度への移行件数が例年より増加した。関係所管の担当課との連携によるものである。また、市民後見や法人後見施策など国の動向を注視し他市の状況をふまえながら市として検討する時期ではないかと考える。	継続	—	福祉総務課 保護課 高齢介護室 障害福祉課
104	7-14	権利擁護の機能の構築		福祉総務課	関係課等が行う権利擁護の取組状況を把握する。	・平成29年5月26日に第1回日常生活自立支援事業に係る会議を開催し、日常生活自立支援事業や成年後見、市民後見の現状等について意見交換等を行った。 ・平成29年8月24日に第2回の会議を開催し、日常生活自立支援事業の待機者解消に係る意見交換等を行った。	社会福祉協議会が実施する権利擁護に係る取組である日常生活自立支援事業を中心に、市の権利擁護に係る取組について、把握を行った。 今後も、関係課等の行う権利擁護の取組状況の把握を行う。	継続	—	保護課 高齢介護室 障害福祉課 社会福祉協議会
105	7-15	サービス・活動の質や担い手の力を高める支援		障害福祉課	指定特定相談支援事業所の相談支援専門員を対象に、研修会や情報交換会を行う。	寝屋川市自立支援協議会において相談支援ネットワーク会議を実施し、情報交換及び研修を実施している。相談支援専門員の初任者向けの研修を実施し、スキルアップを図った。	相談支援ネットワーク会議への事業所の参加をすすめ、事業所間の交流や連携を図る。 また、一般相談支援事業所の指定を促し、相談機能の充実を図る。		—	社会福祉協議会
106	7-15	サービス・活動の質や担い手の力を高める支援		社会福祉協議会	福祉委員、ボランティアを対象とした各種研修会を行い、社会福祉の基本的なポイントから最新の福祉事情まで、福祉に関する幅広い知識を学ぶ機会を提供し、地域福祉活動の質や担い手の資質向上のための支援を行う。	社会福祉協議会で実施した様々な研修、地域で行う会議等において、サービス・活動の質や福祉委員、ボランティアなど担い手の力を高める支援を行った。	引き続き、福祉委員、ボランティアを対象とした各種研修会を行い、社会福祉の基本的なポイントから最新の福祉事情まで、福祉に関する幅広い知識を学ぶ機会を提供し、地域福祉活動の質や担い手の資質向上のための支援を行う。	継続	—	高齢介護室 障害福祉課

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度を取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度を取組実績	平成30年度を取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
107	8-16	人々がふれあえる場づくりの推進		高齢介護室	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉センターの運営管理を行うことで、高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。 ・いきいき教室を設置し、地域の高齢者に文化的・教養的活動の場及び児童との世代間交流の場を提供し、高齢者福祉の増進を図る。 ・地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を図る。 	高齢者福祉センター延べ利用者数 中央高齢者福祉センター：68,000人 西高齢者福祉センター：72,953人 太秦高齢者福祉センター：3,638人 東高齢者福祉センター：20,706人 いきいき教室延べ利用者数 和光：1,107人 池の里：1,199人 明德：437人 堀溝：2,250人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉センターの運営管理を行うことで、高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。 ・いきいき教室を開催し、地域の高齢者に文化的・教養的活動の場及び児童との世代間交流の場を提供し、高齢者福祉の増進を図る。 	継続	—	
108	8-16	地域生活支援拠点等の整備	○	障害福祉課	地域生活支援拠点等プロジェクト会議において検討した、市地域生活支援拠点システムの整備に取り組む。	「体験宿泊プログラム事業」を実施のため、居室の確保及び体制の整備を行った。平成30年度の利用者は2件。	体験宿泊プログラムの継続検討や、親亡き後などの緊急時の相談体制の確保を目的として「地域生活あんしん支援システム」の実施に向けて検討を進める。	継続	R 2	
109	8-16	子ども食堂支援事業の実施	○	こどもを守る課	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援する。 平成30年度においては、子ども食堂を開設及び運営する団体数の拡充を図る。	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を運営する団体を支援した。 【補助団体】4団体	子ども食堂を開設及び運営する団体数の拡充を図る。 新たに実施を検討する団体等に既に実施している運営団体の視察を案内するとともに、運営団体の衛生管理等の取組事例を他団体に情報提供する。	継続	—	
110	8-16	地域子育て支援拠点事業の推進		子育て支援課	地域子育て支援拠点（各中学校区1か所）を利用する子育て家庭の様々なニーズや悩みに対応するため、スタッフの資質向上や各地域子育て支援拠点との連携による情報共有を行う。	年4回の地域子育て支援拠点連絡会議や各拠点の相互視察を行うことで、相互連携及びスタッフの資質向上を行った。 【延べ利用者数 137,163人】 ・子育て支援センター 110,364人 ・つどいの広場 26,799人	今後も、こどもセンターを中心に地域子育て支援拠点連絡会議を行うなど、拠点同士や地域の連携を図る。	継続	—	
111	8-16	有償による支えあい活動の推進 (子育て応援リーダー)		子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の補助を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るため、外部講師による研修会等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や各種子育て支援事業において情報提供を行うとともに、要支援家庭の保育所の送迎等を行うことで、子育て支援の充実を図った。 ・高齢等の理由により活動できない登録者が増えたため、新たな子育て応援リーダーの募集・養成を行った。 【活動回数 961回】 【養成人数 31人】 【登録者数 144人】	引き続き子育て応援リーダーの資質向上のため、交流会及び専門研修を行う。	継続	—	

※ 新規充実の「○」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
112	8-16	放課後子供教室		青少年課	放課後子ども総合プランの推進に伴い、モデル校を12校から全24校へ拡充し、放課後子供教室と留守家庭児童会を一体的に取り組む。	放課後子ども総合プランの促進に伴い、モデル校を24校へ拡充し、放課後子供教室と留守家庭児童会の一体的な取り組みを推進した。 実施日数：3,585日 参加者数：162,024名	全24小学校における放課後子供教室実行委員会が円滑に事業運営できるよう、人材確保及び育成支援等について共有化を図っていく。	継続	—	
113	8-16	小地域ネットワーク活動の推進		社会福祉協議会	校区福祉委員会が中心となり、地域における“つながり、つながる”場づくり及び助け合いの仕組みづくりを進める、小地域ネットワーク活動を進める。	地域住民が安心して生活ができるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を校区福祉委員会が中心となり推進した。 福祉委員会等各種会議の開催 1,087回 声かけ見守り活動の実施 対象者6,517回 個別援助活動の実施 対象者150人 グループ援助活動（いきいきサロン・子育てサロン・食事会等）の実施 1,256回 配食サービス活動の実施 対象者5,240人 地域ミニディサービス活動の実施 36回	今後も引続き校区福祉委員会が中心となり、小地域ネットワーク活動の取組を進める。	継続	—	
114	9-17	歩道点字ブロックの整備		道路交通課	市道池田秦線において、点字ブロックの整備を図る。	・実績なし。	・住宅及び店舗等が近接しており、地元自治会等との連携を図り取組を実施していく。		—	
115	9-17	ユニバーサルゲートの設置		公園みどり課	「市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、都市公園の新設、増築、改築を行う場合、バリアフリー基準に適合するよう整備する。	・平成30年度実績なし。			—	
116	9-17	都市施設や建築物のバリアフリー化の推進		都市計画室	新バリアフリー法の適応拡大について、施設を利用する人のニーズに応じたバリアフリーの先進事例の調査・研究や、関係機関・関係課との連携を図る。	新バリアフリー法の適応拡大について、施設を利用する人のニーズに応じたバリアフリーの先進事例の調査・研究や、関係機関・関係課との連携を図った。 ・大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議に出席した。	引き続き、新バリアフリー法の適応拡大について、施設を利用する人のニーズに応じたバリアフリーの先進事例の調査・研究や、関係機関・関係課との連携を図る。	継続	—	
117	9-17	意思疎通支援事業の実施		障害福祉課	・聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、福祉事務所に手話通訳者を配置する。 ・市役所窓口での聴覚障害者への支援を充実する。 ・夜間休日の緊急時手話通訳者派遣事業及び重度の障害で入院時に意思疎通の支援が必要な人に対して行う、重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業を実施する。	・聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するため、手話通訳者を294件、約筆記者を10件派遣した。 ・市役所窓口でタブレットを使用し、聴覚障害と手話通訳士をつなぐ支援を行った。	障害者の高齢化により、医療機関への通訳者の派遣件数が増加しているため、奉仕員養成による通訳者の増員を検討するとともに、手話奉仕員養成講座ステップアップコースの実施等により手話奉仕員等の養成を図る。 また、障害福祉課、市民課、保険事業室等で、タブレットを活用した手話通訳に係る支援を行う。（平成29年10月から利用開始。）	継続	—	市民課 保険事業室

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
118	9-17	点字・声の広報発行事業の実施		広報広聴課	・目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、声の広報・点字広報を継続して発行する。 ・声の広報を市ホームページで公開することで、音声データを配信する。	・声の広報・点字広報の発行。 ・声の広報をホームページ上での公開。	更なる周知方法の拡大を検討する。	継続	—	障害福祉課
119	9-17	ホームページの閲覧支援		広報広聴課	ローマ字表記のページとやさしいにほんごのページについて、平成29年度の検討を踏まえ随時更新を行う。 また、毎月発行している市広報誌の内容をオープンデータ化し、音声読上げ機能や外国語翻訳機能を活用できる形式で公開する。	・ローマ字表記のページとやさしいにほんごのページの随時更新。 ・市広報誌のオープンデータ化。	掲載内容の精査を行い、内容の充実を図る。	継続	—	
120	9-17	市民の理解やマナーを高める取組の推進		道路交通課	・小学3・4年生及び中学1年生を対象とした自転車安全利用講習会を実施する。 ・出前講座を実施し、自転車の安全利用に関する意識の向上を図る。	・小学3・4年生及び中学1年生を対象とした自転車安全利用講習会を実施した。 ・出前講座を実施し、自転車の安全利用に関する意識の向上を図った。 ・市内4駅前において、自転車の安全利用に関する意識の向上を図るため、街頭啓発活動を行った。(6月、12月)	自転車事故の減少を図るため、自転車安全利用講習会及び出前講座を実施し、自転車の安全利用に関する意識の向上及び自転車事故を未然に防止する取組を進める。	継続	—	寝屋川警察署 寝屋川交通安全協会
121	9-17	社会マナー教育の推進		青少年課	各中学校区地域教育協議会への委託事業において「子どもたちと地域社会が社会規範・マナーを学ぶ事業」を実施し、社会マナー教育の推進を図る。	各中学校区地域教育協議会への委託事業において「子どもたちと地域社会が社会規範・マナーを学ぶ事業」を実施し、社会マナー教育の推進を図った。 参加者数40,328名	各中学校区地域教育協議会への委託事業であるため、事業実施計画書を確認し、学校、家庭、地域が連携する取組を推進する。	継続	—	
122	1-(2) 9-17	高齢者交通系ICカード購入補助事業の実施(旧高齢者バスカード購入補助事業)(再掲)		高齢介護室	交通系ICカードの購入費用に対する補助額を1,000円から1,500円に増額し、より一層、高齢者の介護予防、閉じこもり防止を図る。	高齢者に交通系ICカード購入費用の補助を行い、外出を促すことで、介護予防や閉じこもり防止を図った。 平成30年度 申請者数10,670人	より多くの人が利用し、介護予防・閉じこもり防止を図るため、補助額を見直すとともに、周知を図る。	拡充	—	
123	9-17	買い物等外出促進事業の実施		高齢介護室	事業を継続的に実施するため、事業実施主体である自治会等の意見・課題を把握する。	成田地区：稼働回数27回、利用人数114人 仁和寺・点野地区：稼働回数165回、利用人数1,237人 中央・東地区：稼働回数99回、利用人数532人 三井が丘地区：稼働回数144回、利用人数699人 堀溝・河北地区：稼働回数50回、利用人数176人	・事業開始当初に設定した全ての地域において事業が実施されることとなった。 ・今後も引き続き、社会情勢の変化に対応し、高齢者の介護予防、閉じこもり予防を図っていく。	継続	—	
124	9-17	福祉有償運送サービスの推進		高齢介護室	地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。	外出援助サービス事業 延利用者3,041人)	利用者は横ばいであるが、事業の担い手である地域のボランティアの高齢化が進み、担い手となる運転ボランティアが不足しているため、事業周知と合わせ、より一層、ボランティアを募集する。	継続	—	障害福祉課 社会福祉協議会

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
125	9-(17)	福祉有償運送サービスの推進		障害福祉課	地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。	移動が困難な高齢者、障害者等を対象に、リフト付き・スロープ付き車両による移送サービス・外出援助サービスを実施した。 ・移送サービス実施件数 2,330件	事業の担い手である地域のボランティアの高齢化が進み、担い手となる運転ボランティアが不足している。 担い手不足を解消するため、積極的な募集PRを行うとともに、ボランティア養成研修の充実を図る。	継続	—	高齢介護室 社会福祉協議会
126	1-(2) 9-(17)	移動支援事業の実施（再掲）		障害福祉課	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域生活における自立と社会参加を促進する。	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域生活における自立と社会参加を促進した。	適正な支給決定に基づき、外出時の支援を通じて、障害者等の地域生活における自立と社会参加を促進する。	継続	—	
127	9-(17)	地域公共交通網形成計画の策定	○	道路交通課	寝屋川市地域公共交通協議会を開催する（3回予定）。	寝屋川市地域公共交通協議会を開催し（3回開催）、地域公共交通網形成計画を策定した。	地域公共交通網形成計画の施策を着実に進めるとともに、施策の進捗や目標の達成状況なども踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	継続	R 5	公共交通事業者 関係団体等
128	9-(18)	防災体制の整備・強化	○	危機管理室	災害対策基本法の改正や市の施策、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、地域防災計画を改訂する。	災害対策基本法の改正や市の施策、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、地域防災計画の改訂を検討した	市全体に影響のある計画であるため、今後、各部局と調整するとともに、改訂内容について災害対策基本法等の法令、府地域防災計画等との整合性を確認し、地域防災計画の改訂を検討する。	継続	—	全所属
129	9-(18)	避難所開設・運営物品の配備		危機管理室	避難勧告等により、市民がスムーズに避難所開設・運営を行えるよう、必要となる文房具、ラジオ等の事務用品等の配備（平成28年度に各小学校に配備）について、小学校以外の避難所への配備の必要性等を検討する。	避難勧告等により、市民がスムーズに避難所開設・運営を行えるよう、必要となる文房具、ラジオ等の事務用品等の配備（平成28年度に各小学校に配備）について、小学校以外の避難所への配備の必要性等を検討する。	小学校以外の避難所について、避難所開設・運営物品を配備の必要性について検討する。	継続	—	
130	9-(18)	深夜防犯パトロールの実施		危機管理室	子どもを犯罪から守るため、小中学校の夏季休業期間の深夜・明け方（午後11時～午前5時）の時間帯に、防犯パトロールを実施する。 また、駅周辺については、徒歩での巡回を行う。	子どもを犯罪から守るため、小中学校の夏季休業期間の深夜・明け方（午後11時～午前5時）の時間帯に、防犯パトロールを実施する。 また、駅周辺については、徒歩での巡回を行った。	平成29年度に実施した深夜防犯パトロールの結果を踏まえ、平成30年度以降は、寝屋川警察署及び市教育委員会と連携し実施する。	継続	—	
131	9-(18)	防犯カメラの設置・運用		危機管理室	市全域での犯罪抑制の環境を整えるため、寝屋川警察署と連携し、街頭で犯罪が多く発生する駅周辺地域の交差点付近、市域境界付近等の各所に、無線通信式防犯カメラを設置する。	市全域での犯罪抑制の環境を整えるため、寝屋川警察署と連携し、街頭で犯罪が多く発生する駅周辺地域の交差点付近、市域境界付近等の各所に、無線通信式防犯カメラを設置した。	平成29年度から防犯カメラに関するることについて、管理所管を危機管理室に一元化しており、防犯カメラの設置・運営について、関係課等と連携し協議・調整を進める。	継続	—	道路交通課 水・みどり室
132	9-(18)	避難行動要支援者名簿の同意率の向上		危機管理室	避難行動要支援者名簿への登録同意率の向上を図るため、避難行動要支援者等に周知・啓発する。	避難行動要支援者名簿への登録同意率の向上を図るため、避難行動要支援者名簿取扱要領を改訂し、わかりやすい通知文・同意書を作成した。	避難行動要支援者名簿への登録同意率の向上を図るため、高齢介護室、障害福祉課の窓口「避難行動要支援者名簿登録のお願い」チラシを設置するとともに、名簿登録の同意書送付時にもチラシを添付する。 また、避難行動要支援者名簿の重要性を出前講座により避難行動要支援者等に周知・啓発する。	継続	R 2	高齢介護室 障害福祉課

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
133	9-18	地域防災組織での災害時の要支援者を含めた避難訓練		危機管理室	避難所開設・運営マニュアル未作成の校区地域協働協議会（防災に関する部会）に対し、マニュアルを作成するよう促す（平成30年3月末時点で17小学校区で作成済み）。 また、マニュアル作成済みの校区地域協働協議会に対し、マニュアルに沿った避難訓練等の実施を支援する。	避難所開設・運営マニュアル未作成の校区地域協働協議会（防災に関する部会）に対し、マニュアルを作成済み。 また、マニュアル作成済みの校区地域協働協議会に対し、マニュアルに沿った避難訓練等の実施を支援する。	避難所開設・運営マニュアルに係る課題等を把握し、作成に向けた支援を行う。 また、マニュアル作成済みの校区地域協働協議会への、効率的かつ効果的な避難所開設訓練の実施を支援する。	継続	—	
134	9-18	自主防災組織の整備・育成		危機管理室	地域住民等の防災意識の向上及び地域防災体制の充実を図るため、地域協働協議会が実施する防災訓練を支援する。	地域住民等の防災意識の向上及び地域防災体制の充実を図るため、地域協働協議会が実施する防災訓練を支援した。	地域協働協議会が実施する防災訓練内容の	継続	—	市民活動振興室
135	9-18	コンビニエンスストアへのAEDの設置		危機管理室	AED未設置店舗及び新規店舗のコンビニエンスストアにAEDを設置する。	AED未設置店舗及び新規店舗のコンビニエンスストアにAEDを設置した。	AED未設置店舗及び新規店舗の設置に対する同意を取得する。	継続	—	
136	9-18	自治会への防犯カメラ設置に対する補助		危機管理室	自治会が設置する防犯カメラの設置費用に対して補助を行い、犯罪の抑止を図る。	自治会が設置する防犯カメラの設置費用に対して補助を行い、犯罪の抑止を図った。	今後、近隣市の状況、自治会による設置状況等を踏まえ、補助率の変更や更新費用の補助について検証する。	継続	H30	
137	9-18	緊急時応急給水所の整備		危機管理室	災害時においてスムーズに緊急時応急給水所を開設及び運用ができるよう、上下水道局と連携を図る。	災害時においてスムーズに緊急時応急給水所を開設及び運用ができるよう、上下水道局と連携を図った。	上下水道局、大阪広域水道企業団及び近畿運輸局大阪運輸支局と連携し、緊急時応急給水所の運用方法を検討する。	継続	—	水道事業課
138	9-18	防災井戸の設置		危機管理室	災害時のみならず、学校や地域が日常的に活用してもらえよう、防災井戸を設置について周知・啓発を図る。	災害時のみならず、学校や地域が日常的に活用してもらえよう、防災井戸を設置について周知・啓発を図った。	防災井戸の水は飲料水としては使用できないため、井戸水の使用上の注意事項について周知・啓発を図る。	継続	—	
139	9-18	避難所開設・運営訓練の実施		危機管理室	各校区の地域協働協議会においては、南小学校で実施した避難所開設・運営訓練をモデルとして、引き続き、今後の実施訓練に活用できるよう支援していく。	今年度は、神田小学校区にて避難所開設・運営訓練を講師を招いて実施するとともに、全小学校区において様々な訓練を実施した。	避難所開設・運営マニュアル未作成の校区地域協働協議会に対して、作成に係る課題等を把握し、作成に向けた支援を行う。	継続	—	市民活動振興室
140	9-18	家庭用防災用品購入補助事業の実施		危機管理室	家庭用防災用品の購入費用に対して補助を行い、家庭用防災用品の備蓄の促進と防災意識の向上を図る。	家庭用防災用品の購入費用に対して補助を行い、家庭用防災用品の備蓄の促進と防災意識の向上を図った。	寝屋川市商業団体連合会やその他市内店舗との情報共有を図り、家庭用防災用品の購入を支援する。	継続	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
141	9-(18)	防犯灯の設置・管理の支援		市民活動振興室	自治会が行う防犯灯の新設・改造及び維持管理に対して補助を行い、防犯灯のLED化を促進し、防犯環境の整備を図る。	全自治体に対して、防犯灯の補助制度の周知を積極的に行った。	防犯灯のLED化が進んでいない自治会に対して、更なる制度の周知及び活用を促す。	継続	—	
142	9-(18)	ドクターカーの運営		健康推進室 危機管理室	ドクターカーの運営方法、効果等について、枚方寝屋川消防組合、枚方市、交野市及び関係機関と検証する。	・枚方市、寝屋川市及び交野市市域におけるドクターカー導入検討会議の開催(1回) ※平成30年度出動件数 枚方市 198件 寝屋川市 125件 交野市 25件 その他 1件	引き続き、ドクターカーを運用するとともに、運用方法及び効果等について検証する。	継続	—	危機管理室 健康推進室
143	9-(18)	高齢者施設等の防犯対策強化整備補助事業の実施		高齢介護室	非常通報装置・防犯カメラの設置、外構等の設置・修繕など、必要な安全対策に要する費用に対する補助を行い、高齢者施設等の防犯対策を強化する。	応募事業者なし	国の補助金が主要な財源となっていることから、事業の継続について国に要望する。	国・府からの通知に従い、迅速に対応する。	—	保育課 障害福祉課
144	9-(18)	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり		危機管理室	災害時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する協定書に基づく訓練等が行えるよう社会福祉協議会と連携を図る。	災害時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する協定書に基づく訓練等が行えるよう社会福祉協議会と連携を強固なものとするため、適宜調整等を行っている。	社会福祉協議会と連携し、実践的な訓練及び机上訓練等を検討する。	継続	—	福祉総務課 社会福祉協議会
145	9-(18)	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり		高齢介護室	市内特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を締結する(平成30年5月末時点で12か所と締結)。引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。	市内特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を締結する(平成31年3月末時点で12か所と締結)。関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルの素案を策定した。	福祉避難所の協定締結箇所の増加を進めるとともに、避難所運営マニュアルを整備し、協定締結法人への周知を図る。	継続	—	危機管理室 障害福祉課
146	9-(18)	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり		障害福祉課	市内の障害者施設と福祉避難所の協定を締結する(平成30年5月末時点で13か所と締結)。引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。	市内の障害者施設と福祉避難所の協定を締結する(平成31年3月末時点で13か所と締結)。関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルの素案を策定した。	福祉避難所の協定締結箇所の増加を進めるとともに、避難所運営マニュアルを整備し、協定締結法人への周知を図る。	継続	—	危機管理室 高齢介護室

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
147	9-18	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり(緊急時安否確認(かぎ預かり)事業の実施)		社会福祉協議会	<p>【災害時の地域支援体制づくり】 災害時の地域支援体制づくりについて危機管理室と協議する。 災害ボランティアセンタースタッフ養成講座を継続して行う。 災害ボランティアセンター設置運営訓練を市域で実施する。 また、災害ボランティアセンタースタッフ登録者向けの広報誌を作成するなど、登録者の組織化に向けた検討を行う。</p> <p>【緊急時かぎ預かり事業】 緊急時安否確認(かぎ預かり)事業において、情報共有の在り方を検討し、一人暮らし高齢者調査との連携を図る。</p>	市と災害ボランティアセンター設置・運営に関し協定を締結し、役割分担や連携、設置場所等について必要な事項を定めた。 災害時に備えた地域づくり講座の開催1回 緊急時安否確認(かぎ預かり)事業緊急時対応 21回 模擬訓練実施校区 5校区 災害時における見守り体制についての検討(校区福祉委員長協議会) 4回	引き続き、災害に備え、各種関係機関・団体と連携を図り、合同避難所訓練や自分たちにあった災害対策について話し合いの場を持つなど、災害に関連する事業の取組を進める。	継続	—	危機管理室 福祉総務課 高齢介護室 障害福祉課
148	9-18	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり		高齢介護室	高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯等に救急医療情報キットを配布する。	救急医療情報キット配布数：598本 ひとり暮らし高齢者(社会福祉協議会依頼分)：479本 高齢介護室：63本 地域包括支援センター：16本 ※別途 障害福祉課：40本	救急医療情報の更新についての周知を図る。	継続	—	障害福祉課 社会福祉協議会
149	9-18	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり		障害福祉課	緊急医療情報キットを緊急時に援助が必要となる重度(身体1・2級、療育A、精神1級)障害者等に配布する。	救急医療情報キットを緊急時に援助が必要となる重度(身体1・2級、療育A、精神1級)障害者等に案内し、40件配布した。	より多くの人に制度を理解してもらい、救急医療情報キットを適切に利用してもらうため、福祉のてびき、市ホームページ、窓口での案内等により周知・啓発する。 また、一部医療機関での緊急時情報カード配架を継続していく。	継続	—	高齢介護室 社会福祉協議会
150	9-18	緊急時情報カードの普及		障害福祉課	地震などの災害時に、障害者等が避難先で必要な支援等を適切に受けるために必要な情報を記入できる「緊急時情報カード」を作成し、身体、療育、精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)の利用者、難病及び要介護認定を受けた高齢者への配布を促進する。 また、カードホルダーの機能を有するヘルプマークの配布及びその利用促進を図る。	地震などの災害時に、障害者等が避難先で必要な支援等を適切に受けるために必要な情報を記入できる「緊急時情報カード」を作成し、身体、療育、精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)の利用者、難病及び要介護認定を受けた高齢者への配布を促進する。 また、カードホルダーの機能を有するヘルプマークの配布及びその利用促進を図った。 ・緊急時情報カード：3141枚 ・ヘルプマーク : 573個	必要な支援等を適切に受けるために必要な情報を記入できる「緊急時情報カード」を作成し、身体、療育、精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)の利用者、難病及び要介護認定を受けた高齢者への配布を促進する。 また、カードホルダーの機能を有するヘルプマークの配布及びその利用促進を図る。	継続	—	高齢介護室 社会福祉協議会
151	9-18	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり		社会福祉協議会	緊急対応を含めた地域の見守り体制の充実を図るため、行政、福祉施設、民間事業者等との連携について検討し、ひとり暮らし高齢者、認知症のある介護世帯などの異変の発見や相談連絡体制の充実・強化を図る。	緊急時安否確認(かぎ預かり)事業緊急時対応 21回 災害時における見守り体制についての検討(校区福祉委員長協議会) 4回	引き続き、緊急時に的確に支援しあえるよう、校区福祉委員会や各種関係機関・団体と連携を図り、自分たちにあった災害対策について話し合いの場を持つなど、緊急時に支援しあえる仕組みづくりを進める。	継続	—	高齢介護室 障害福祉課

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
152	9-18	空き家除却の促進		都市計画室	地域の環境悪化、活力の低下等を抑制するため、空き家の解体除却を促進し、跡地の活用・流通の推進を図る。	利用目的のない管理不全な空き家であった共同住宅（文化住宅）4棟を除却し、新たな住宅地への土地利用の転換が図れた。	空き家の解体除却による、跡地の活用の推進を図る。	継続	-	ed
153	9-18	建築物の耐震化等に対する支援		まちづくり指導課	住宅・建築物の耐震診断費用、木造住宅の耐震改修費用に対する補助を行う。	住宅・建築物の耐震診断費用に対する補助を行った。 ・木造住宅耐震診断補助：210戸 ・非木造住宅耐震診断補助：152戸 ・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助：1棟 木造住宅の耐震改修費用の補助を行った。 ・木造住宅耐震改修補助：23戸	平成30年6月18日の大阪北部地震の影響で、木造住宅耐震診断補助の件数が例年の3倍近くになっていることから、市民の防災意識が高くなっていると分析する。 大規模地震発生時の被害の軽減のため、今後も継続して耐震診断費用、耐震改修費用に対する補助を行う。	継続	-	都市計画室 危機管理室
154	9-18	安全に通行・歩行できる道路の管理		道路交通課	地域の安全・安心を高めるため、道路反射鏡及び街路灯の設置等を行い、交通安全施設の充実を図る。	・道路反射鏡 共架式 10基 単独柱 14基	・今後も地域の安全・安心を高めるため、地元自治会等からの要望に基づき、優先順位を的確に定め、交通安全施設の充実に取り組む。		-	
155	9-18	通学路安全対策の実施		学務課	児童が安全で安心して登下校できるよう、小学校区通学路の路側帯、横断歩道等の必要箇所にカラー舗装を行う。	児童が安全で安心して登下校できるよう、小学校区内通学路の路側帯・横断歩道等の必要箇所にカラー舗装等を行った。 【施行箇所】 ・路側帯：4か所 約389m ・横断歩道：18か所 ・交差点：1か所	児童が安全で安心して登下校できるよう、小学校区内通学路の路側帯・横断歩道等の必要箇所にカラー舗装等を行った。 今後も、児童が安全で安心して登下校できるよう、必要箇所にカラー舗装等を行うとともに、適正な維持管理を行う。	継続	-	道路交通課 道路建設課 寝屋川警察署 枚方土木事務所
156	9-18	通学路等における防犯カメラの設置		学務課	犯罪の抑止を図り、子どもの安全を守るため、通学路等における危険箇所に防犯カメラを設置する。	犯罪の抑止を図り、子どもの安全を守るため、通学路等を対象に防犯カメラを設置した。	犯罪の抑止を図り、子どもの安全を守るため、通学路等を対象に防犯カメラを設置した。 令和元年度も引き続き、通学路等を対象に防犯カメラの設置を行う。	継続	H31	危機管理室 寝屋川警察署
157	9-18	学校安全体制の推進		青少年課	各小学校区において、PTA、自治会、防犯委員、青少年指導員等で「子どもの安全見守り隊」を組織し、登下校時の見守り活動を実施するとともに、地域の運転ボランティアによる青色防犯パトロールカーでの巡回を行い、地域の安全啓発の推進を図る。 また、子どもたちがトラブルに巻き込まれた時、助けを求められるよう、地域の協力家庭等に「子ども110番の家」の旗を掲げてもらい、子どもたちを犯罪等から守る。	各小学校区において、登下校時の見守り活動を実施するとともに、地域の運転ボランティアによる青色防犯パトロールカーでの巡回を行い、地域の安全啓発の推進を図った。 安全見守り隊員数：4,488名 一校あたりの青パト稼働日数：97.8日 子ども110番の家協力軒数：3,333軒	地域・学校と連携し、子どもの安全見守り隊参加者の増加を目指すとともに、登下校時の児童の見守り活動の強化を図る。	継続	-	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「-」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
158	10-19	地域ネットワーク会議、地域ケア会議の開催		高齢介護室	地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。	市域：1回 圏域：7回 課題解決型：204回 ネットワーク型：164回 自立支援型：584回	・引き続き、会議の開催によりネットワークの構築を進めるとともに、個別課題の解決につなげるため、会議間の効果的な連携を図る。 ・自立支援型地域ケア会議の開催により、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。	継続	—	
159	1-2 10-19	障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業（再掲）		障害福祉課	障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するとともに、障害者のスポーツ振興を図るため、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会（北河内7市（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、守口市、門真市）で開催）への参加、障害者ボウリング大会を実施する。	障害者スポーツの振興を図るため、障害者ボウリング大会事業を実施するとともに、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会の運営を支援した。 障害者ボウリング大会は平成30年8月5日に、なわてボウルで実施し、参加者は37人。 京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会は平成30年10月21日に門真市立総合体育施設で開催（京阪ブロック7市（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、守口市、門真市））され、参加者は25人。	障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するとともに、障害者のスポーツ振興を図るため、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会への参加、障害者ボウリング大会を実施した。 引き続き、これらの取組を通じて障害者の社会参加を促進する。	継続	—	
160	10-19	自立支援協議会等の開催		障害福祉課	・難病・医療的ケアのサブワーキングを立ち上げ、資源の開発や専門機関との連携を図る。 ・居住系サービス（グループホーム・短期入所）事業所連絡会を立ち上げ、地域の暮らしを支える支援者のネットワークの構築を進める。	医療的ケア児支援検討会及び、地域生活支援調整会議を立ち上げた。部会毎のテーマに沿った課題について情報共有及び検討を行い、障害福祉計画へ反映した。	・自立支援協議会に参加していない機関へ参加の呼びかけをし、新たな地域課題の抽出を行うとともに、各部会間での情報共有を行い、課題の明確化を図る。	継続	—	
161	10-19	“地域福祉のプラットフォーム”としての機能の充実		社会福祉協議会	・校区福祉委員会において、地域の福祉課題、解決策等について話し合いを行うとともに、奇数月には、24の校区福祉委員長が、地域の福祉活動についての定例会議、各種研修会等を行う（年6回奇数月）。 ・組織構成会員及び役員・評議員を対象とした地域の福祉活動についての研修会を行う。 ・地域福祉活動計画に基づき、公民協働で行う住民主体の地域福祉活動を推進するとともに、「他人事」を「自分事」として考える地域づくりを推進する。	校区福祉委員長協議会の開催 6回 役員・評議員研修の実施 1回 地域福祉活動計画のしゃべり場 1回	役員・評議員を対象とした地域の福祉活動についての研修会を行う。 住民主体の地域福祉活動として、「福祉・ボランティアの層や輪を広げる」ことをテーマに、引き続きしゃべり場を開催し、活動につなげる。	継続	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度取組実績	平成30年度取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
162	10-⑳	地域福祉計画の推進		福祉総務課	<p>社会福祉法の改正を踏まえ、以下の内容に取り組む。</p> <p>①法改正により地域福祉計画の位置付けが改められたこと、及び平成30年度が「第三次地域福祉計画」の中間年度に当たったことを踏まえ、より充実した計画の進捗管理等を行う。</p> <p>②「我が事・丸ごと」の地域づくり推進体制の整備について調査・研究を行う。</p> <p>③福祉のまちづくりひろばで抽出された福祉課題の解決に向けた意見交換を行うとともに、福祉課題について、より具体的な意見交換が行えるよう、ひろばの参加者等を対象とした学習会を実施する。</p>	<p>・平成31年2月20日に平成30年度地域福祉計画推進委員会を開催し、「第三次地域福祉計画」の進捗管理を適切に行うとともに、計画に基づく施策・事業を着実に推進した。</p> <p>・地域協働協議会と連携し、市民、団体等が地域の福祉課題について意見交換等を行う、福祉のまちづくりひろばを開催し、参加者同士のつながりづくり、福祉課題に関する情報共有等を行った。</p> <p>・「第三次地域福祉計画」に係る庁内推進体制として地域福祉連絡調整会議を開催し、関係課と意見交換等を行うなど、適切に計画の進捗管理等を行った。</p> <p>・事業進捗管理シートを更新し、平成30年度取組内容及び平成29年度取組実績の取りまとめを行った。</p>	<p>事業進捗管理シートの活用及び地域福祉計画推進委員会、地域福祉連絡調整会議及び福祉のまちづくりひろばの連携により、地域福祉の効率的な推進を図った。</p> <p>平成31年度は、社会福祉法の改正を踏まえ、以下の内容に取り組む。</p> <p>・法改正により地域福祉計画の位置付けが改められたことにより、充実した計画の進捗管理等を行う。</p> <p>・「我が事・丸ごと」の地域づくり推進体制の整備について調査・研究を行う。</p> <p>・福祉のまちづくりひろばで抽出された福祉課題の解決に向けた意見交換を行うとともに、福祉課題について、より具体的な意見交換が行えるよう、ひろばの参加者等を対象とした学習会を実施する。</p> <p>・次期計画策定に向けてニーズ調査を行う。</p>	継続	—	全所属 社会福祉協議会
163	10-㉑	担い手のネットワークの充実		社会福祉協議会	<p>・登録ボランティアグループ連絡会を開催し、ボランティアグループ間のネットワークを構築する(年4回)。</p> <p>・企業の社会貢献事業のコーディネートを行う。</p> <p>・寝屋川市障害者団体協議会とボランティア部会長会が協力して行う避難訓練を支援する。</p> <p>・市域で活動する社会福祉法人で構成する地域貢献委員会と社会福祉協議会が協力し、生活困窮者支援のネットワークづくりを推進する。</p> <p>・校区福祉委員長協議会、ボランティア部会長会等が行う地域福祉活動推進のための情報共有及び地域ニーズの把握並びにネットワークづくりを支援する。</p> <p>・地域包括ケアシステムの実現に向け、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等、関係機関とのネットワークづくりを推進する。</p>	<p>登録ボランティアグループ連絡会の開催4回 市内の社会福祉法人で構成する地域貢献委員会活動の支援(チョット寄ってん家)を行った。</p>	<p>計画していた企業の社会貢献事業のコーディネートについては、検討段階にとどまったが、その他の事業は実施することができた。</p> <p>引き続き担い手ネットワークの充実に向け、各種事業の取組を進める。</p>	継続	—	

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
 ※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

連番	計画区分	主な活動・事業	新規 充実	担当所属	平成30年度の取組内容 (平成30年12月末時点)	平成30年度の取組実績	平成30年度の取組実績に係る 分析・意見、今後の方向性	令和元年度 方針	目標 年度	関係所属等
164	10-⑳	地域福祉連絡調整会議の開催		福祉総務課	より一層、地域福祉の向上を図るため、福祉部門の関係課のみならず、危機管理、教育等に関わる関係課と庁内横断的に情報共有を図る、地域福祉連絡調整会議を設置及び開催する。 また、国が進める「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の実施に向け、実務的な意見交換を行う。	平成30年10月29日に第1回地域福祉連絡調整会議を開催し、地域福祉計画における活動・事業の進捗管理及び地域福祉計画に係る意見交換等を行うとともに、参加者間で活動・事業等の情報共有を行った。	地域福祉連絡調整会議を設置及び開催し、関係課等と地域福祉計画における活動・事業の進捗管理及び地域福祉計画に係る意見交換等を行った。 今後も、引き続き、本会議において地域福祉計画の進捗管理等を行うとともに、国の進める方針である「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向け、福祉部局を中心とした部会を設置し、事業の検討等を行う。	継続	H30	人権文化課 市民活動振興室 危機管理室 産業振興室 健康推進室 保護課 高齢介護室 障害福祉課 こどもを守る課 子育て支援課 保育課 都市計画室 道路交通課 教育指導課 社会教育課 青少年課 社会福祉協議会
165	10-㉑	福祉のまちづくりひろばの開催	○	福祉総務課	福祉のまちづくりひろばで抽出された福祉課題の解決に向けた意見交換を行うとともに、福祉課題について、より具体的な意見交換が行えるよう、ひろばの参加者等を対象とした学習会を実施する。	・平成30年6月30日に第3回福祉のまちづくりひろばを開催し、参加者がお互いを知り、参加者同士のつながりをつくることを目的として、4つの課題にどう取り組んでいくかについて意見交換等を行った。 ・平成30年9月28日に第4回福祉のまちづくりひろばを開催し、既に活動していることを活かしながら、後一歩につなげられるようなアクションプランを考えた。 ・平成30年9月3日に第4回福祉のまちづくりひろばの開催に向けて、参加者が講師となり、各団体や個人の強み・弱みを発表し、より知識を深めるための勉強会を行った。 ・平成31年3月28日に第1回学習会を開催し、「地域共働協議会とは？」これからの方向性について学習した。	ひろばを開催し、市民の地域福祉に関する意識や理解を高め、地域福祉の推進を図った。 引き続き、福祉のまちづくりひろばで抽出された福祉課題の解決に向けた意見交換を行うとともに、福祉課題について、より具体的な意見交換が行えるよう、ひろばの参加者等を対象とした学習会を実施する。	拡充	H30	市民活動振興室 社会福祉協議会

※ 新規充実の「◎」は平成30年度からの新規の活動・事業、「○」は平成30年度から充実を図る活動・事業です。
※ 目標年度の「-」については、現在実施中のものです。